

# 資料 日本における戦時期農地・農地政策関係資料 (5)

坂根 嘉弘

## 目次

### 一、研究史の概要

### 二、戦時期土地改良関係資料

- (1) 日中戦争期の土地改良政策 …以上、第1回 (第25巻第3号)
- (2) 太平洋戦争期の食糧増産対策 …以上、第2回 (第26巻第1・2号)、第3回 (第26巻第3号)

### 三、戦時期農地政策関係資料

#### (1) 戦時農地立法

- 1) 小作料統制令
- 2) 臨時農地等管理令
- 3) 臨時農地価格統制令 …以上、第4回 (第27巻第3号)

\*\*\*

\*\*\*

\*\*\*

## (2) 農地調整法の施行状況

### 1) 農地調整法施行状況等調査

農林省は、1942年11月7日付で、1942年10月末までの実績に基づく農地調整法の施行状況調査を道府県に対して行っている。道府県からの回答をまとめて綴ったものが、農林省文書『農地調整法施行状況等調査ニ関スル件』である。『農地調整法施行状況等調査ニ関スル件』の調査項目は、①「農地調整法第三条ノ管理買取ニ関スル調査」、②「農地調整法第四条ノ協議ニ関スル調査」、③「農地調整法第五条ノ命令ニ関スル調査」、④「道府県農地委員会活動状況」、⑤「市町村農地委員会ニ関スル調査」、⑥「自作農創設維持事業者ニ関スル調査」、⑦「自作農組合ニ関スル調査」、⑧「自作農創設維持地ニシテ荒廃(復旧ノ見込ナキモノ)セルモノニ関スル調査」の8項目からなっていた。表1-1は、このうち⑤「市町村農地委員会ニ関スル調査」から作成したもので、道府県別事業別に農地調整法実施状況を示している。道府県は、毎年、農地委員会の活動状況の報告を市町村農地委員会に求めており(1)、『農地調整法施行状況等調査ニ関スル件』に綴じられた道府県の農林省への報告が、それに基づいていることは間違いない。なお、千葉県からは報告がなかったと思われ、千葉県の分

は欠けている。以下では、表1-1を中心に検討していきたいのであるが、このうち農地調整法第3条(上記調査項目①)、第4条(上記調査項目②、なお第4条は上記調査項目⑤には掲出されていない)、第5条(上記調査項目③)については、個別に検討できるので、まず第3条、第4条、第5条についてみておきたい。これまでこれらについては道府県別に明らかでなかったが、ここで初めて道府県別に実績が検討できるようになった。

#### ア) 農地調整法第3条実績

農地調整法第3条は、「農地ノ所有者又ハ耕作者ハ兵役其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由ニ因リテ農地ヲ自ラ耕作シ又ハ管理スルコト能ハザルトキハ市町村其ノ他命令ヲ以テ定ムル団体ニ農地ノ管理又ハ買取ノ申出ヲ為スコトヲ得」である(2)。これは、兵役・徴用・移民など国策のために、所有地や小作地の管理・耕作が難しくなった際に、公の団体が管理・買取を出来るようにするというものであった。つまり、国策で故郷をあとにする所有者や耕作者の後顧の憂いを最小化しようというものであった。わが国農村社会の通例では、「我国農村ノ美風」として、親戚や近隣のもものがこれらの対応をすることになるのであるが、ここで想定されているのは、それでもなお何らかの公の団体による管理・買取が必要な場合、ということであった。

農地調整法施行細則によれば、第3条の「市町村其ノ他命令ヲ以テ定ムル団体」とは、市町村の外、市農会、町村農会、産業組合、農事実行組合及養蚕実行組合とされ、「農地ノ管理又ハ買取ノ申出ヲ為スコトヲ得」るのは、兵役、「自己又ハ家族ノ徵用」、「牛馬ノ徵発」、「農村ノ経済更生ノ為ニスル移民」、「其ノ他公共ノ為已ムヲ得ザル事由」のために耕作あるいは管理できない場合とされた。この第3条の道府県別実績を示したのが、表1-2である。

ここでは、まず、表1-3の全国集計値表をみておきたい。表1-3が表1-2の全国集計値である。まず、管理と買取との多寡をみると、1938年度から1942年度の合計で、管理が3242件、買取が361件と管理が圧倒的に多い。その内訳では、管理は兵役が62%を占め、最も多い。つづいて、移民19%、其ノ他11%となる。自己・家族の徵用や牛馬の徵発によるものはそれほど多くはなかった。買取では、移民が53%と圧倒的に多い。つづいて、兵役21%、其ノ他18%となり、自己・家族の徵用や牛馬の徵発は少なかった。田畑別には、どの事由でも田の方が畑よりもかなり多くなっていた。1件当り面積では、1938年から1942年の合計平均で、管理・買取とも兵役が最も大きかった。管理で4.9反、買取で6.1反であった。移民は、管理2.8反、買取2.9反と、それほど大きくはなかった。年度別には、まず管理では、1938年度186件、1939年度647件、1940年度816件、1941年度978件、1942年度615件と推移した。1942年度は10月末までの実績であるから、おそらく翌年3月までであると千件余りに達したと思われる。間違いなく増加傾向にあったことが分かる。買取も、1938年度8件、1939年度50件、1940年度79件、1941年度122件、1942年度102件と急速に増加していた。本来、所有地や小作地の管理・耕作が難しくなった際の農地管理は、親戚や近隣のものがこれらの対応をすることが従来の慣行であったと思われるが、従来の慣行で対応し切れなかったものがここに現れてきているわけであり、毎年そのような事態が広がってきていたことを示すものといえよう。その意味では、農地調整法第3条は、このような事態における最後の砦の意味をもっていたのであり、その役割は大きかったと言えよう。

次に、道府県別にみよう。道府県別には、表1-2

にみられるように、すべての府県に実績があるわけではなかった。『農地調整法施行状況等調査ニ関スル件』（表1-2）で実施報告があるのは、青森、岩手、宮城、秋田、群馬、埼玉、新潟、富山、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、佐賀、熊本の29府県であった(3)。このうち、取扱件数が多かったのは、岩手、長野、岐阜、静岡、滋賀、京都、兵庫、奈良、広島であった。道府県別には、ほとんどの府県では兵役が多くを占めたのであるが、長野、静岡では管理でも移民によるものが多かった点が特徴である。長野では1941年度、1942年度に、静岡ではすべての年度で移民が兵役を上回っていた。

表1-1は、市町村農地委員会の活動について、道府県別事業別の実績を示しているが、これだけでは道府県別に市町村農地委員会がどの程度関与したのかが分からないので、さらに表1-4を作成した。表1-4は、道府県別事業別の関与市町村農地委員会数（1939年度から1942年10月までの合計）を道府県別の市町村農地委員会数で除して、割合を示したものである。道府県別に市町村農地委員会がどの程度の積極性をもって各事業を実施したかを示している。ここでは、表1-4のうち農地調整法第3条をみておくと、奈良129%が飛びぬけて高く、次いで岩手62%、広島51%、静岡49%、長野48%、滋賀40%、岐阜39%と続いている。全国平均では14%であり、それほど高くなかったが、これらの諸県が第3条事業に積極的に関与したことを示している。

#### イ) 農地調整法第4条実績

農地調整法第4条は、「道府県、市町村其ノ他命令ヲ以テ定ムル団体ガ農村ノ経済更生ノ為命令ノ定ムル所ニ依リ自作農創設維持ニ要スル土地ヲ取得シ又ハ使用スルノ必要アルトキハ行政官庁ノ認可ヲ受ケ土地ノ所有者其ノ他之ニ関シ権利ヲ有スル者ニ対シ土地ノ譲渡又ハ使用収益ノ権利ノ設定若ハ譲渡ニ関スル協議ヲ求ムルコトヲ得」であり、これは同時に未墾地開墾による自作農創設の際にも適用された。特に、未墾地については土地収用法が適用され、強制的に収用・使用する途が開かれた。この事業を行う団体は、農地調整法施行令により、「道府県及市町村ノ外産業組合及農事実行組合」が指定された。

表1-5が、その実績を示している。1938年度から1942年度までで、神奈川、静岡、京都、兵庫、鳥取、香川の6府県、40団体の実績である。なかには不成立も含んでおり、それほど多くはない。府県別の最多は静岡県で、1939年度5団体、1940年度6団体、1941年度11団体、1942年度8団体、合計30団体と、全体の4分の3を占めた。但し、静岡県の場合、第4条に基づき正式に協議したのではなく、第4条と同様の処置を行い、自作農創設地にあてたとしている。第4条の事例としては、不在地主や大地主と協議し自作農創設地とした神奈川、京都、鳥取、香川の事例が典型的なものであろう。このように第4条実績自体はかなり少なかったのであるが、事実上の第4条実績が広範に展開していた点に注目しなければならない(4)。

#### ウ) 農地調整法第5条実績

農地調整法第5条は、「行政官庁農村ノ経済更生ノ為必要アリト認ムルトキハ農地ノ所有者ヲシテ農地処分ニ当リ命令ノ定ムル所ニ依リ予メ市町村農地委員会ニ其ノ旨ヲ通知セシムルコトヲ得」というものである。これは、不在地主や銀行などが所有する農地を処分する際、市町村農地委員会がそれを知らず、村の農地であるにもかかわらずそれにまったく関与できない状況や、周旋屋や仲介業者が間に入っている農地取引で小作農家に経済更生上不都合なことが起きる恐れがあるというような場合、予め市町村農地委員会で農地処分の調整を行ったほうが農村経済更生上好ましいことがあるというので、このような規定を設けていた。この命令は、地方長官により、全県下に対して発することが出来るし、あるいは特定の区域でも発することが出来た。このような通知(処分の1月前までに通知)を市町村農地委員会が受け取った場合、小作農家に連絡して小作農家自らが買い取るとか、小作農家に自作農創設資金の貸付を行うとか、産業組合等が資金を融通するとか、あるいは公の団体が一時的に買い取って管理し自作農創設を期するとか、などの対応が期待された。いずれにしても、市町村農地委員会や市町村民が、まったく知らないところで農地処分が行なわれ、それらにまったく関与できない状況をあらため、出来るだけ市町村内にある農地を市町村に買い戻し、自作農創設維持を推し進めていくという基本方針であった。

農地調整法第5条実績を示したのが、表1-6である。第5条命令を発していたのは、北海道、青森、秋田、山形、埼玉、神奈川、長野、静岡、三重、兵庫、和歌山、鳥取、島根、広島、徳島、香川、愛媛、佐賀の18県である(5)。このうち、県下一円(あるいはそれに近い広範囲)に命令を発していたのは、北海道、青森、秋田、山形、埼玉、静岡、三重、和歌山、鳥取、島根、広島、香川、愛媛であり、個別町村・地域を対象としたのは、長野、兵庫、徳島、佐賀であった。前者の広域を指定した命令発動理由は、自作農創設、町村外に農地が流出することを防止するため、不在地主の農地を町村に取り戻すため、土地売買移動に伴う紛議を防止するため、などであったが、特に土地ブローカー・仲介業者の介入を排除することを理由に挙げている場合が多い。後者の個別町村・地域の対象村選定理由は、農地の村外流出が顕著な村、経済更生計画遂行上農地所有の適正化を図る必要、小作地率が高く農地所有不均衡を是正するため、などであった。農地処分通知の実績(件数)は、三重、鳥取、島根、広島がかなり多くなっているが、それでも、通知がない農地処分も相当あると報告している(三重、島根)。他の県では通知そのものがそれほど多くはなかった。通知があった農地処分に関しては、どの県とも小作人への土地譲渡・自作農創設を斡旋している。これは農林省の方針通りであった。最後に、表1-4により、道府県別に市町村農地委員会の農地調整法第5条に対する積極性をみておくと、広島121%、島根102%が特に高く、続いて三重76%、香川59%、鳥取42%となっている。上記の件数による検討とほぼ同じであった。ただ、全国平均の関与率は13%とかなり低い。

この農地調整法第5条は、農地処分の調整として初めてのものであり、その意味で農地法制上画期的な意義をもったといえる。しかし、県下一円(あるいはそれに近い広範囲)に命令を発していたのは13道県とあまり多くはなく、かつそれらの地域でも農地処分の通知件数は一部を除くと少なかったのである。つまり、農地処分調整の実効は、島根や広島など市町村農地委員会の関与率がかなり高い地域をのぞくと、全国的にはかなり限られたものであったとみるべきであろう。1944年3月25日の臨時農地等管理令の改正(第7条の2)で、

農地の所有権移動について地方長官の許可が必要となったが、それでも農地統制は十全に行われたわけではなく、かなりの統制違反が生じていた(6)。それを考慮すると、農地調整法第5条での農地処分調整は、かなり困難であったというべきであろう。

なお、以上の農地調整法第3条、第4条、第5条の3条ともまったく関与がなかったのは、福島、茨城、栃木、東京、石川、福井、山梨、高知、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の13府県であった。

## エ) その他

その他の市町村農地委員会が関与した活動については、『農地調整法施行状況等調査ニ関スル件』では個別に報告がなく、個別に検討できないので、「市町村農地委員会ニ関スル調査」(表1-1、表1-4)のデータに依拠するしかない。

まず、農地調整法第9条実績である。農地調整法第9条は、「農地ノ賃貸人ハ賃借人ガ宥恕スベキ事情ナキニ拘ラズ小作料ヲ滞納スル等信義ニ反シタル行為ナキ限り賃貸借ノ解約ヲ為シ又ハ更新ヲ拒ムコトヲ得ズ」というものであった。ただし、「土地使用ノ目的ノ変更又ハ賃貸人ノ自作ヲ相当トスル場合其ノ他正当ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ」とされ、「農地ノ賃貸借ノ当事者賃貸借ノ解約ヲ為シ又ハ更新ヲ拒マントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ予メ其ノ旨ヲ市町村農地委員会ニ通知スベシ」とされていた。つまり、この通知を受けた市町村農地委員会では、はたして解約や更新拒絶が正当な事由であるか否かを調べて当事者間で紛争が起こらないようにし、また小作地を求めているものがあれば貸し付けるように斡旋をする、ということになっていた。この第9条の実績については、表1-4で関与市町村農地委員会の割合をみると、全国平均は17%でそれほど高くなかった。逆にいうと、「宥恕スベキ事情ナキ」「信義ニ反シタ」解約や更新拒絶についてはそれほど問題になっていなかったということでもある。道府県別には、特に高いという道府県はないが、全国平均の2倍以上の割合となっているのは、兵庫61%、広島60%、島根57%、宮崎52%、北海道51%、岡山44%、鳥取40%、三重35%である。まったく関与がない府県は、岩手、山形、福島、栃木、東京、石川、福井、京都、香川、佐賀、熊本、大分、

沖縄の14府県であった。

農地交換分合については、表1-4で関与市町村農地委員会の割合をみると、全国平均は54%であった。道府県別に関与率が高い(100%を超えている)のは、青森、栃木、群馬、大分、宮崎であった。宮崎は、370%と群を抜いていた。まったく関与がない道府県はないが、20%以下の地域もあり、かなりばらついていた。農地交換分合の実績は、別途公表しているが(7)、関与率の高さと農地交換分合実績とは、必ずしも一致しないようである。

次に、小作争議・農地利用関係についてである。小作争議に関する農地委員会の関与は、地主小作関係で紛争が発生した場合に斡旋・調整をすることやその防止に努めることである。「農地ノ利用関係」とは、たとえば相隣地の関係、農業水利の関係、蔭樹の関係、農道の利用関係など農地の利用に関して、いろいろな問題や紛争が起こった場合に、市町村農地委員会がその斡旋を行うというものである。この事項についての関与率は、全国平均で105%であり、平均的にはすべての市町村農地委員会で1939年度から1942年10月までの間に一度は関与したことを示している。全国的に総じて高いと言えよう。埼玉412%、広島400%、宮崎391%、鳥取269%、長野265%、岐阜248%が特に高い県である。これらの地域では、市町村農地委員会による小作争議・農地利用関係の斡旋に対する役割がかなり大きかったと言えよう。逆に低い県は、神奈川4%、石川4%、沖縄4%、秋田7%であり、東京は関与なしとなっていた。

小作地減収調査は、市町村農地委員会が関与する事項の中で最も一般的なものであった。沖縄を除いては、全ての道府県で関与があった。市町村農地委員会の全国平均関与率は134%と市町村農地委員会が関与する事項の中で最も高かった。道府県別に関与率が高かったのは、鳥取353%、山口304%、山梨258%、京都238%、長崎229%、宮城223%、鹿児島220%、佐賀215%、大阪214%、福島205%、岐阜194%、青森192%であった。関与率が低いのは、山形29%、神奈川33%、静岡35%、徳島38%、宮崎45%、栃木46%、茨城49%であった。この小作地減収調査が小作争議・農地利用関係とともに市町村農地委員会の活動の中心をなしていたといえよう。

小作料統制令第4条については、全国平均の関

与率が30%であった。1942年10月までの実績であることに留意しなければならないが、ただ、小作料統制令第4条の実績がまったくなかった栃木、東京、神奈川、富山、山口の5府県のうち栃木を除いては、市町村農地委員会の関与があったことを示している。この点は注目すべきであろう(8)。なお、小作料統制令第4条道府県別実績については、別稿を参照いただきたい(9)。市町村農地委員会による小作料統制令第4条事業の具体的事例については、のちに長野県下伊那郡松尾村並びに長野県下伊那郡座光寺村の事例を紹介する。

臨時農地等管理令第8条は、「地方長官必要アリト認ムルトキハ道府県農地委員会又ハ市町村農地委員会ヲシテ農地ノ権利者ニ対シ其ノ農地ノ耕作ニ関シ勸告セシムルコトヲ得」であり、これをうけて道府県では農地作付統制細則に、市町村農地委員会は、耕作放棄地の権利者に対し、その土地の耕作を勸告できる、という条項を入れていた。つまり、臨時農地等管理令第8条は、市町村農地委員会による耕作勸告であった。この耕作勸告の関与率は、全国平均6%ときわめて低い。関与率が比較的高いのは、100%の鳥取を筆頭に、滋賀84%、青森55%、静岡16%、兵庫10%、愛媛10%であったが、全国的には関与していない市町村農地委員会が圧倒的多数を占めていたのである。それだけ耕作放棄地に対する耕作勸告の問題が生じていなかったとみるべきであろうか。

「其ノ他」については、茨城に「其他ノ件数ハ小作補給金穀ノ決定」、東京に「臨時農地等管理令第九條ニ関スル事項」、山梨に「其他ノ取扱中主ナルモノハ 一、補給金穀ノ決定、二、農地開墾、三、個人的土地売買ノ斡旋等ナリ」、京都に「蔭樹伐截」、山口に「其ノ他ハ臨時農地等管理令及農地価格統制令ニ関スル関与農地委員会数及件数」、愛媛に「小作奨励米ニ関シテ」という注記がある。

- (1) 道府県が定めた農地調整法施行細則には、市町村農地委員会が処理した事項の結果を知事に報告すること、農地調整法施行令第6条第1号乃至第3号の結果を毎年3月末日までに1年間の状況を取り纏めて報告すること、が決められていた。たとえば、広島県の農地調整法施行細則(1938年12月27日広島県令第59号)第11条は、「市町村農地委員長ハ委員会ノ処理シタル事項ノ結果ヲ遅滞ナク知事ニ報告スベシ但シ農地調整法施行令第六條第一号乃至第三号ノ処理事項ノ結果ハ毎

年三月末日迄ニ一年間ノ状況ヲ取纏メ報告スルコトヲ得」である(『広島県報』第1321号、1938年12月27日)。

- (2) 以下、農地調整法関係の引用は、『集成』9(893頁～909頁)より行った。なお、農地調整法各条について、農林省農務局『農地調整法要旨』(細貝大次郎『現代日本農地政策史研究』御茶の水書房、1977年、869頁～900頁)を参照した。
- (3) このうち、群馬と大阪は、表1-1に掲載されていない。理由は不明。
- (4) 事実上の農地調整法第4条実績については、坂根嘉弘「戦時日本における農地委員会の構成と機能」(投稿中)を参照のこと。
- (5) このうち、神奈川、佐賀は、表1-1に掲載されていない。理由は不明。
- (6) 坂根嘉弘「戦時農地統制は守られたか」『歴史学研究』787、2004年。
- (7) 坂根嘉弘「日本における戦時期農地・農地政策関係資料(3)」(『広島大学経済論叢』26-3、2003年)の表6-1参照。
- (8) ただし、神奈川には「後中止トナル」の注記がある。
- (9) 坂根嘉弘「小作料統制令の歴史的意義」(『社会経済史学』69-1、2003年)の表1。

[付記] 本稿は科学研究費補助金基盤研究(C)(研究代表者坂根嘉弘、課題番号16530228)による研究成果の一部である。

表1-1 市町村農地委員会活動状況

道府県		北海道					青森県		
年度		昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	合計	昭和14年度	昭和15年度	
農地調整法第3条	取扱件数						11	3	
	関与農地委員会数						5	1	
第6条自作農創設維持	関与農地委員会数	77	75	80	70	302	29	33	
	関係面積(町)	8,310	8,030	9,213	7,562	33,115	266	478	
農地調整法第5条第9条の通知	農地調整法第5条	取扱件数	9	15	18	10	52		4
		関与農地委員会数	9	14	16	9	48		3
	農地調整法第9条	取扱件数	28	39	44	31	142	1	5
		関与農地委員会数	25	36	40	27	128	1	2
農地交換分合	関与農地委員会数		7	10	5		22	42	34
	件数		103	148	110		361	91	71
	関係面積(町)		286	573	543		1,402	200	157
小作争議・農地利用関係	関与農地委員会数		18	42	44	27	131	33	27
	取扱件数	小作関係農地委員会数	21	63	54	22	160	44	68
			7	20	23	8	58	24	4
		計	28	83	77	30	218	68	72
小作地減収調査	関与農地委員会数		62	111	119	29	321	7	84
	調査面積(町)		34	82	88	17	221	686	10,714
小作料統制令第4条	関与農地委員会数		12	37	59	63	171	5	23
	関係面積(町)							560	3,401
臨時農地等管理令第8条	関与農地委員会数								
其ノ他	件数								
	関与農地委員会数備考								

道府県		秋田県					山形県		
年度		昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	合計	昭和14年度	昭和15年度	
農地調整法第3条	取扱件数	3	2	1	2	8			
	関与農地委員会数	3	2	1	2	8			
第6条自作農創設維持	関与農地委員会数	83	67	39	55	244	60	43	
	関係面積(町)	267	238	159	143	807	68	59	
農地調整法第5条第9条の通知	農地調整法第5条	取扱件数	13	3	10	5	31	10	
		関与農地委員会数	12	2	4	3	21	4	
	農地調整法第9条	取扱件数	3	9	4	2	18		
		関与農地委員会数	3	7	4	2	16		
農地交換分合	関与農地委員会数		3	5	20	11	39	11	12
	件数		423	357	835	355	1,970	15	18
	関係面積(町)		275	179	602	250	1,306	137	207
小作争議・農地利用関係	関与農地委員会数		2	6	3	4	15	10	10
	取扱件数	小作関係農地委員会数	2	8	3	4	17	10	9
			1	1			1		1
		計	2	9	3	4	18	10	10
小作地減収調査	関与農地委員会数		75	64	65	80	284		17
	調査面積(町)		7,384	6,147	6,592	5,200	25,323		1,120
小作料統制令第4条	関与農地委員会数		4	9	23	224	260	5	17
	関係面積(町)		550	970	3,000	60,000	64,520	2,143	7,706
臨時農地等管理令第8条	関与農地委員会数								
其ノ他	件数		11	252	5	3	271		
	関与農地委員会数備考		11	236	26	3	276		

青森県			岩手県					宮崎県				
昭和16年度	昭和17年度	合計	昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	合計	昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	合計
7		21	3	38	41	59	141				1	1
2		8	3	38	41	59	141				1	1
33		95	59	58	98	40	255	36	86	63	44	229
222		966	137	98	434	41	710	629	361	166	128	1,284
26	705	735										
6	26	35										
6		12						9	11	13	3	36
5		8						7	8	11	3	29
50	58	184	29	26	4	2	61	54	38	22	11	125
68	184	414	350	254	208	350	1,162	68	149	56	43	316
150	453	960	236	144	145	200	725	153	104	280	9	546
54	56	170	5	42	50	25	122	29	25	17	4	75
567	4	683	5	50	60	10	125	22	20	18	5	65
76	311	415		90	20	25	135	7	6	4	1	18
643	315	1,098	5	140	80	35	260	29	26	22	6	83
113	101	305		127	103	20	250	28	191	165	50	434
21,610	10,985	43,995		3,807	4,500	500	8,807	183	43,682	38,294	2,500	84,659
17	11	56	5	30	20	20	75			14	21	35
1,355	1,400	6,716	300	2,121	1,216	1,416	5,053			324	5,189	5,513
40	48	88										
197	227	424										

山形県			福島県					茨城県				
昭和16年度	昭和17年度	合計	昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	合計	昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	合計
46	45	194	108	102	88	88	386	37	27	24		88
83	61	271	3140 <sup>*</sup>	304	158	152	3754	175	57	61		293
		10										
		4										
								10	10	19	15	54
								10	4	15	15	44
4	19	46	25	39	49	26	139	27	55	72	60	214
12	24	69	230	149	383	175	937	243	733	673	440	2,089
342	3,840	4,526	110	75	200	80	465	61	205	182	110	558
1	2	23	15	13	11	3	42	44	34	40	36	154
1	2	22	19	31	22	1	73	85	40	45	32	202
		1	2	2	11	4	19	30	55	30	25	140
1	2	23	21	33	33	5	92	115	95	75	57	342
47		64	170	181	233	150	734	20	42	50	65	177
3,500		4,620	22,013	22,582	32,229	18,000	94,824	1,663	2,407	4,306	720	9,096
47	4	73	5	12	16	26	59	1	1	2	18	22
12,832	1,233	23,914	535	1,034	1,902	4,238	7,709	193	236	404	1,981	2,814
						2	2					
						1	1					
										90	300	390
										90	300	390

道府県		栃木県					群馬県		
年度		昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	合計	昭和14年度	昭和15年度	
農地調整法第3条	取扱件数 関与農地委員会数								
第6条自作農 創設維持	関与農地委員会数 関係面積(町)	52 165	43 251	37 151	14 20	146 587	107 152	77 104	
農地調整法第 5条第9条の通知	農地調 整法第5条								
	農地調 整法第9条						16 16	7 7	
農地交換分合	関与農地委員会数 件数	53 765	45 690	60 662	33 85	191 2,202	88 1,728	82 2,321	
	関係面積(町)	151	104	101	21	377	215	29	
小作争議・ 農地利用関係	関与農地委員会数	21	32	37	4	94	19	12	
	取扱 件数	小作関係 農地委員会数	141	450	385	3	979	16	11
		計	10	45	18	1	74	3	1
		151	495	403	4	1,053	19	12	
小作地減収調査	関与農地委員会数 調査面積(町)		39 3,045	37 3,374		76 6,419	12 2,367	44 5,306	
小作料統制令 第4条	関与農地委員会数 関係面積(町)						6 1,350	5 1,126	
臨時農地等管理令 第8条	関与農地委員会数 関係面積(町)								
其ノ他	件数 関与農地委員会数 備考								

道府県		神奈川県					新潟県		
年度		昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	合計	昭和14年度	昭和15年度	
農地調整法第3条	取扱件数 関与農地委員会数						4 4	3 3	
第6条自作農 創設維持	関与農地委員会数 関係面積(町)	14 14	8 4	7 4	4 26	33 48	78 343	61 129	
農地調整法第 5条第9条の通知	農地調 整法第5条								
	農地調 整法第9条		1 1		2 2	3 3	6 5	5 4	
農地交換分合	関与農地委員会数 件数	17 639	15 625	17 674	計画中	49 1,938	17 152	52 270	
	関係面積(町)	96	94	101		291	119	175	
小作争議・ 農地利用関係	関与農地委員会数		2	2	1	5	16	22	
	取扱 件数	小作関係 農地委員会数		2	2	1	3	15	22
		計		2	2	1	2	2	
			2	2	1	5	17	22	
小作地減収調査	関与農地委員会数 調査面積(町)	3 200	14 936	21 1,675		38 2,811	110 3,836	90 3,507	
小作料統制令 第4条	関与農地委員会数 関係面積(町)	2 60 <sup>9)</sup>	1 30 <sup>9)</sup>			3 90	6 220		
臨時農地等管理令 第8条	関与農地委員会数 関係面積(町)				1 4	1 4			
其ノ他	件数 関与農地委員会数 備考				1 1	1 1			



群馬県			埼玉県					東京都				
昭和16年度	昭和17年度	合計	昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	合計	昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	合計
			2	13	6	調査中	21					
			2	13	6		21					
70	30	284	120	103	70	70	363			2	2	4
86	30	372	156	76	52	66	350			160	160	320
			1	33	23	調査中	57					
			1	33	23		57					
6	3	32	6	21	24	調査中	51					
6	3	32	4	8	16		28					
59	51	280	65	122	108	22	317		2	9	10	21
1,670	1,100	6,819	212	432	404	56	1,104		27	232	295	554
221	12	477	103	182	200	25	510		14	116	150	280
10	3	44	74	732	603	調査中	1,409					
9	3	39	286	3,857	6,910		11,053					
1		5	80	244	282		606					
10	3	44	366	4,101	7,192		11,659					
39	43	138	17	74	124	80	295		19	14	4	37
5,201	5,001	17,875	1,571	5,964	11,842	6,295	25,672		1,572	1,335	200	3,107
3	6	20	3	3	1	4	11		9	10	10	29
885	1,309	4,670	629	708	297	1,277	2,911		93	837	120	1,050
										1		1
										4		4
										1		1
										1		1

新潟県			富山県					石川県				
昭和16年度	昭和17年度	合計	昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	合計	昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	合計
4	1	12		1		2	3					
4	1	12		1		1	2					
52	56	247	40	33	27	23	123	28	21	14	16	79
139	119	730	81	78	51	65	275	71	30	15	23	139
3	1	15	4	7	15	4	30					
3	1	13	4	7	15	4	30					
58	34	161	12	15	21	5	53	41	42	34	27	144
275	77	774	17	19	36	5	77	157	71	74	104	406
165	18	477	129	148	297	10	584	315	139	201	243	898
11	5	54	23	16	62	13	114	2	1	3	1	7
13	5	55	25	14	71	11	121	1		3	1	5
2	2	6	3	7	25	2	37	2	2			4
15	7	61	28	21	96	13	158	3	2*	3	1	9
69	70	339	54	76	116	不詳	246	5	40	88	10	143
6,218	3,400	16,961	346	450	10,890		11,686	50	400	1,450	150	2,050
	3	9	3	3	4		10	28	5	14	14	61
	450	670	302	470	489		1,261	1,870	500	1,320	618	4,308
			15	11	13	4	43					
			15	11	10	3	39					

道府県		福井県					山梨県		
		昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	合計	昭和14年度	昭和15年度	
農地調整法第3条	取扱件数 関与農地委員会数								
第6条自作農 創設維持	関与農地委員会数 関係面積(町)	29 19	17 8	3 9	8 11	57 47	63 86	57 70	
農地調整法第 5条第9条の通知	農地調 整法第5条								
	農地調 整法第9条						3 3	5 5	
農地交換分合	関与農地委員会数	15	18	10	3	46	13	26	
	件数 関係面積(町)	558 83	453 76	50 77	14 10	1,075 246	480 80	603 125	
小作争議・ 農地利用関係	関与農地委員会数	2	7	59	不明	68	22	39	
	取扱 件数	小作関係 農地委員会数	2	7 3	2,081 371	不明 不明	2,090 374	22	39
		計	2	10	2,452	不明	2,464	22	39
小作地減収調査	関与農地委員会数	21	20	70	不明	111	70	115	
	調査面積(町)	519	400	500	不明	1,419	3,200	5,720	
小作料統制令 第4条	関与農地委員会数	12		2	35	49	19	23	
	関係面積(町)	791		244	3,894	4,929	1,075	1,109	
臨時農地等管理令 第8条	関与農地委員会数 関係面積(町)								
其ノ他	件数 関与農地委員会数 備考						69 58	72 65	

道府県		静岡県					愛知県		
		昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	合計	昭和14年度	昭和15年度	
農地調整法第3条	取扱件数 関与農地委員会数	103 39	149 41	142 36	62 26	456 142	3 1		
第6条自作農 創設維持	関与農地委員会数 関係面積(町)	41 117	22 57	28 35	10 17	101 226	22 76	23 92	
農地調整法第 5条第9条の通知	農地調 整法第5条		5 3	11 7	6 4	22 14			
	農地調 整法第9条	2 2	16 16	15 13	12 12	45 43	9 2		
農地交換分合	関与農地委員会数	18	37	14	27	96	9	13	
	件数 関係面積(町)	32 7	85 21	233 274	116 163	466 465	2,276 182	4,318 296	
小作争議・ 農地利用関係	関与農地委員会数	5	39	33	15	92	32	29	
	取扱 件数	小作関係 農地委員会数	2	35 6	33 4	14 3	84 16	666 27	345
		計	5	41	37	17	100	693	345
小作地減収調査	関与農地委員会数		25	76		101	44	58	
	調査面積(町)		653	2,800		3,453	6,850	7,800	
小作料統制令 第4条	関与農地委員会数	4	10	10	6	30	8	7	
	関係面積(町)	298	811	250	300	1,659	1,530	350	
臨時農地等管理令 第8条	関与農地委員会数 関係面積(町)			18 26	28 45	46 71			
其ノ他	件数 関与農地委員会数 備考								

山梨県			長野県					岐阜県				
昭和16年度	昭和17年度	合計	昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	合計	昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	合計
			167	200	180	102	649	35	151	255	104	545
			54	55	41	30	180	12	27	48	19	106
38		158	96	85	93	66	340	56	72	64	59	251
76		232	252	123	139	85	599	181	142	204	155	682
			44	47	7		98					
			4	4	2		10					
3	2	13	42	61	143	120	366	34	85	148	6	273
3	2	13	28	31	31	35	125	8	12	16	5	41
28	30	97	89	65	70	52	276	44	57	48	2	151
741	650	2,474	6,365	8,963	6,585	2,328	24,241	486	492	461	26	1,465
145	135	485	382	627	527	170	1,706	67	79	76	7	229
78	15	154	278	280	206	230	994	102	165	263	136	666
77	15	153	940	552	838	650	2,980	339	1,649	3,694	1,724	7,406
1		1	265	288	403	280	1,236	64	922	1,310	241	2,537
78	15	154	1,205	840	1,241	930	4,216	403	2,571	5,004	1,965	9,943
120	120	425	9	132	171	205	517	92	159	167	104	522
6,000	6,000	20,920	616	7,280	9,076	107,000	123,972	120	2,756	9,518	2,126	14,520
3	8	53	33	64	72	94	263		3	7	25	35
225	193	2,602	658	11,921	9,065	9,486	31,130		142	230	1,266	1,638
75	80	296										
67	80	270										

愛知県			三重県					滋賀県				
昭和16年度	昭和17年度	合計	昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	合計	昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	合計
	2	5			2	1	3	36	3	27	23	89
	2	3			1	1	2	36	3	17	16	72
15		60	176	122	134	150	582	88	93	82	32	295
91		259	377	220	256	250	1,103	146	139	117	48	450
			60	83	98	91	332					
			38	53	64	67	222					
		9	12	20	54	70	156			19		19
		2	7	16	40	40	103			9		9
10	7	39	96	50	60	40	246	32	22	22	21	97
4,618	5,000	16,212	1,500	1,300	1,290	1,000	5,090	147	369	390	98	1,004
277	300	1,055	300	292	290	250	1,132	154	147	140	35	476
50	20	131	18	32	70	82	202	42	30	162	61	295
1,202	77	2,290	20	37	91	130	278	288	157	1,152	113	1,710
5		32						57	21	103	60	241
1,207	77	2,322	20	37	91	130	278	345	178	1,255	173	1,951
49	25	176	126	130	125	120	501	79	42	74	98	293
11,663	5,750	32,063	4,250	2,300	2,200	3,000	11,750	1,960	3,420	6,040	6,040	17,460
5	7	27	16	23	62	200	301	22	14	40	14	90
225	435	2,540	505	990	4,727	6,127	12,349	596	410	1,293	1,081	3,380
18		18								72	80	152
4		4								39	23	62

道府県		京都府					大阪府	
年度		昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	合計	昭和14年度	昭和15年度
農地調整法第3条	取扱件数	66	33	15	12	126		
	関与農地委員会数	21	18	10	10	59		
第6条自作農 創設維持	関与農地委員会数	40	36	34	5	115	24	18
	関係面積(町)	79	51	33	12	175	43	41
農地調整法第 5条第9条の通知	農地調 整法第5条							
	取扱件数 関与農地委員会数							
農地調整法第 5条第9条の通知	農地調 整法第9条						1	2
	取扱件数 関与農地委員会数						1	2
農地交換分合	関与農地委員会数	18	9	10	7	44	8	10
	件数	30	14	19	13	76	9	10
	関係面積(町)	44	80	88	27	239	40	40
小作争議・ 農地利用関係	関与農地委員会数	7	10	4	12	33	9	12
	取扱 件数	16	15	5	18	54	8	12
	小作関係 農地委員会数			1	1	2	1	
	計	16	15	6	19	56	9	12
小作地減収調査	関与農地委員会数	151	114	107	125	497	88	76
	調査面積(町)	10,222	6,470	6,831	8,200	31,723	4,179	5,586
小作料統制令 第4条	関与農地委員会数	9	10	3	12	34	9	7
	関係面積(町)	308	411	176	446	1,341	233	189
臨時農地等管理令 第8条	関与農地委員会数			1		1		
	関係面積(町)			4		4		
其ノ他	件数		90	210	84	384		
	関与農地委員会数 備考		66	139	56	261		

道府県		和歌山県					鳥取県	
年度		昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	合計	昭和14年度	昭和15年度
農地調整法第3条	取扱件数						6	15
	関与農地委員会数						4	10
第6条自作農 創設維持	関与農地委員会数	57	27	10	19	113	71	72
	関係面積(町)	71	22	9	8	110	92	73
農地調整法第 5条第9条の通知	農地調 整法第5条	4	3	1		8	30	40
	取扱件数 関与農地委員会数	4	3	1		8	9	8
農地調整法第 5条第9条の通知	農地調 整法第9条	7	5	4	1	17	13	17
	取扱件数 関与農地委員会数	7	5	4	1	17	13	17
農地交換分合	関与農地委員会数	35	28	12	6	81	25	33
	件数	187	136	98	48	469	137	156
	関係面積(町)	101	74	50	14	239	42	99
小作争議・ 農地利用関係	関与農地委員会数	49	51	37	21	158	108	96
	取扱 件数	142	107	78	25	352	987	2,808
	小作関係 農地委員会数	2	3	3	1	9	89	165
	計	144	110	81	26	361	1,076	2,973
小作地減収調査	関与農地委員会数	91	79	14	3	187	231	87
	調査面積(町)	2,518	2,411	361	102	5,392	5,275	4,179
小作料統制令 第4条	関与農地委員会数	31	22	15	8	76	7	11
	関係面積(町)	500	505	328	215	1,548	298	480
臨時農地等管理令 第8条	関与農地委員会数							
	関係面積(町)							
其ノ他	件数		13	8		21		
	関与農地委員会数 備考		13	8		21		

大阪府			兵庫県					奈良県				
昭和16年度	昭和17年度	合計	昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	合計	昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	合計
			121	100	89	38	348	17	72	89	86	264
			6	15	42	21	84	17	32	75	62	186
15	13	70	76	92	258	32	458	28	18	22	12	80
10	95	189	91	99	335	154	679	35	26	27	19	107
				6	2	2	10					
				10	6	2	18					
5	1	9	100	70	35	10	215		2	9	3	14
5	1	9	92	70	35	10	207		2	8	3	13
9	10	37	9	12	17	5	43	28	13	16	25	82
10	12	41	221	321	377	68	987	300	168	420	350	1,238
40	40	160	54	100	113	47	314	178	89	221	112	600
10	5	36	40	75	35	12	162	16	29	73	11	129
10	5	35	1,809	270	135	10	2,224	19	35	92	19	165
		1	179	5	2	3	189		1			1
10	5	36	1,988	275	137	13	2,413	19	36	92	19	166
88	50	302	209	180*7	70		459	58	14	98	92	262
4,523	2,400	16,688	22,061	8,000	5,000		35,061	2,017	504	7,455	6,750	16,726
4	3	23			1	5	6			139	144	283
73	83	578			107	608	715			14,000	16,500	30,500
1		1			30	5	35				2	2
16		16			103	28	131				2	2
					3		3					
					3		3					

鳥取県			島根県					岡山県				
昭和16年度	昭和17年度	合計	昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	合計	昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	合計
10		31	1		1		2	7	6	9	11	33
7		21	1		1		2	6	5	7	11	29
44	35	222	78	93	108		279	391	644	444	170	1,649
68	65	298	111	103	133		347	112	171	211	31	525
105	82	257		230	299	64	593					
31	22	70		76	112	41	229					
25	11	66	29	41	48	32	150	48	27	45	32	152
25	11	66	24	37	39	29	129	48	27	45	32	152
39	19	116	12	11	11	5	39	11	33	42	20	106
153	101	547	98	93	102	30	323	887	2,940	3,340	178	7,345
81	4	226	30	30	31	8	99	71	235	267	14	587
167	79	450	23	31	30	12	96	173	126	178	161	638
3,004	1,239	8,038	23	44	38	16	121	1,353	240	894	630	3,117
167	53	474	1	3			4	110	60	102	80	352
3,171	1,292	8,512	24*3	47	38	16	125	1,463	300	996*8	710	3,469
250	21	589		68	127	39	234	150	65	265	30	510
13,810	150	23,414		2,500	3,666	1,360	7,526	9,200	2,000	15,600	1,000	27,800
34	66	118		6	24	104	134		2	11		13
3,189	7,788	11,755		336	2,386	20,700	23,422		300	1,500		1,800
167		167										
2,961		2,961										

道府県		広島県					山口県		
年度		昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	合計	昭和14年度	昭和15年度	
農地調整法第3条	取扱件数	85	46	93	110	334	2	24	
	関与農地委員会数	60	17	35	72	184	2	10	
第6条自作農 創設維持	関与農地委員会数	70	98	97	103	368	80	81	
	関係面積(町)	103	191	205	250	749	130	98	
農地調整法第 5条第9条の通知	農地調 整法第5条	取扱件数		300	320	350	970		
		関与農地委員会数		120	150	165	435		
	農地調 整法第9条	取扱件数		63	80	95	238		
		関与農地委員会数		60	75	81	216		
農地交換分合	関与農地委員会数	66	74	79	78	297	42	50	
	件数	135	145	158	161	599	432	523	
	関係面積(町)	120	196	67	64	447	350	225	
小作争議・ 農地利用関係	関与農地委員会数		360	360	360	360	1,440	38	89
	取扱 件数	小作関係 農地委員会数	750	800	800	820	3,170	18	30
		計	1,200	1,312	1,410	1,500	5,422	54	111
		計	1,950	2,112	2,210	2,320	8,592	72	141
小作地減収調査	関与農地委員会数	237	80	67	65	449	200	98	
	調査面積(町)	12,632	2,100	1,500	1,600	17,832	6,500	5,008	
小作料統制令 第4条	関与農地委員会数	7	21	46	76	150	4	5	
	関係面積(町)	496	2,207	4,580	8,500	15,783	375	525	
臨時農地等管理令 第8条	関与農地委員会数								
其ノ他	件数								
	関与農地委員会数 備考								

道府県		愛媛県					高知県		
年度		昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	合計	昭和14年度	昭和15年度	
農地調整法第3条	取扱件数	12	6	11	8	37			
	関与農地委員会数	6	3	5	4	18			
第6条自作農 創設維持	関与農地委員会数	80	75	35	23	213	16	18	
	関係面積(町)	135	110	70	55	370	18	25	
農地調整法第 5条第9条の通知	農地調 整法第5条	取扱件数	40	26	16	7	89		
		関与農地委員会数	8	9	11	3	31		
	農地調 整法第9条	取扱件数	4	3	6	2	15	12	36
		関与農地委員会数	2	2	5	2	11	5	14
農地交換分合	関与農地委員会数	7	14	21	7	49	16	37	
	件数	43	160	146	31	380	208	439	
	関係面積(町)	9	22	36	1	68	86	181	
小作争議・ 農地利用関係	関与農地委員会数		64	62	165	44	335	23	25
	取扱 件数	小作関係 農地委員会数	1,571	365	1,753	40	3,729	67	77
		計	340	186	13	4	543	3	5
		計	1,911	556 <sup>*5</sup>	1,766	44	4,277	70	82
小作地減収調査	関与農地委員会数	52	50	73	20	195	2	12	
	調査面積(町)	2,825	2,256	3,900	250	9,231	46	180	
小作料統制令 第4条	関与農地委員会数	1	1	5	4	11	2	3	
	関係面積(町)	16	276	211	313	816	250	471	
臨時農地等管理令 第8条	関与農地委員会数		5		16	21			
	関係面積(町)		3		12	15			
其ノ他	件数			205		205			
	関与農地委員会数 備考			205		205			

山口県			徳島県					香川県				
昭和16年度	昭和17年度	合計	昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	合計	昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	合計
13	8	47	4		14	3	21			6		6
8	5	25	3		2	2	7			3		3
78	84	323	32	27	17	16	92	80	77	56	38	251
110	115	453	105	32	54	27	218	94	66	58	38	256
			14	28	30	15	87		55	44	25	124
			2	2	2	2	8		46	30	17	93
35	28	112	20	8	18	6	52					
12	6	22	14	7	11	3	35					
23	22	137	8	22	16	7	53	29	20	14	5	68
120	95	1,170	82	240	270	184	776	647	552	417	156	1,772
202	122	899	25	72	80	92	269	148	100	74	33	355
32	22	181	25	32	34	9	100	23	16	12	3	54
36	30	114	29	25	37	13	104	13	15	10	3	41
20	11	196	1	15	9	1	26	12	2	14	2	30
56	41	310	30	40	46	14	130	25	17	24	5	71
90	189	577		8	40	3	51	121	33	89	32	275
4,862	8,000	24,370		1,670	5,000	640	7,310	18,973	2,479	4,270	963	26,685
1	2	12		3	19	14	36		3	9	1	13
150	275	1,325		233	1,530	1,417	3,180		123	705	106	934
6		6								9		9
501		501								2 <sup>4</sup>		2
148	242	390	38	34	48	41	161					
82	95	177	30	28	41	33	132					

高知県			福岡県					佐賀県				
昭和16年度	昭和17年度	合計	昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	合計	昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	合計
			6	5	4	2	17			22		22
			5	5	3	2	15			8		8
28	38	100	41	29	28	14	112	25	25	17	7	74
37	74	154	72	45	45	21	183	28	20	32	28	108
42	33	123	6	4	9	3	22					
17	13	49	6	3	6	3	18					
25	12	90	16	15	10	6	47	25	29	35	12	101
276	118	1,041	16	16	12	6	50	115	69	154	30	368
105	62	434	115	136	90	3	344	63	19	85	10	177
34	33	115	152	136	116	73	477	58	39	22	14	133
96	85	325	268	196	182	96	742	143	92	41	27	303
4	2	14	49	30	26	8	113	2	1			3
100	87	339	317	226	208	104	855	145	93	41	27	306
61	43	118	136	118	121	82	457	102	68	82	12	264
2,923	1,433	4,582	2,860	2,045	1,965	1,380	8,250	5,632	11,687	7,823	314	25,456
6	4	15	3	4	3	3	13	3	4	6	12	25
666	405	1,792	450	450	297	380	1,577	150	460	283	800	1,693
										1		1
										18		18

道府県		長崎県					熊本県		
年度		昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	合計	昭和14年度	昭和15年度	
農地調整法第3条	取扱件数 関与農地委員会数						2 1		
第6条自作農 創設維持	関与農地委員会数 関係面積(町)	33 60	27 69	22 27		82 156	51 143	38 60	
農地調整法第 5条第9条の通知	農地調 整法第5条								
	農地調 整法第9条	1 1				1 1			
農地交換分合	関与農地委員会数 件数	18 787	13 534	15 513	10 313	56 2,147	28 663	38 891	
	関係面積(町)	126	85	99	50	360	205	257	
小作争議・ 農地利用関係	関与農地委員会数	4	8	9	7	28	25	69	
	取扱 件数	小作関係 農地委員会数	4 3	9 2	8 1	7 1	28 7	28	75 2
		計	7	11	9	8	35	28	77 <sup>6</sup>
小作地減収調査	関与農地委員会数 調査面積(町)	79 6,477	82 5,267	78 4,005	40 2,002	279 17,751	120 8,908	128 8,268	
小作料統制令 第4条	関与農地委員会数 関係面積(町)	3 125	6 233	9 322	14 1,730	32 2,410	7 269	8 226	
臨時農地等管理令 第8条	関与農地委員会数 関係面積(町)								
其ノ他	件数 関与農地委員会数 備考								

道府県		宮崎県					鹿児島県		
年度		昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	合計	昭和14年度	昭和15年度	
農地調整法第3条	取扱件数 関与農地委員会数								
第6条自作農 創設維持	関与農地委員会数 関係面積(町)	53 123	46 153	38 301	36 109	173 686	26 196	22 250	
農地調整法第 5条第9条の通知	農地調 整法第5条								
	農地調 整法第9条		17 17	20 20	8 8	45 45	1 1	5 9	
農地交換分合	関与農地委員会数 件数	126 1,020	81 530	105 1,105	6 6	318 2,661	3 6	6 30	
	関係面積(町)	310	192	229	1	732	2	2	
小作争議・ 農地利用関係	関与農地委員会数	84	84	84	84	336	33	56	
	取扱 件数	小作関係 農地委員会数	1,147 3	2,744 42	1,008	510	5,409 45	24 10	37 21
		計	1,150	2,786	1,008	510	5,454	34	58
小作地減収調査	関与農地委員会数 調査面積(町)	12 2,225		7 750	20 4,000	39 6,975	31 5,875	80 4,249	
小作料統制令 第4条	関与農地委員会数 関係面積(町)	10 2,200	7 1,000	10 900	15 1,497	42 5,597	4 136	10 341	
臨時農地等管理令 第8条	関与農地委員会数 関係面積(町)								
其ノ他	件数 関与農地委員会数 備考								



熊本県			大分県				
昭和16年度	昭和17年度	合計	昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	合計
		2 1					
43		132	120	105	128	130	483
101		304	95	99	119	135	448
30	13	109	45	60	67	70	242
1,436	28	3,018	107	99	100	140	446
365	9	836	161	149	201	200	711
28	20	142	3	14	18	20	55
30	22	155	3	10	20	16	49
3	3	8			2	4	6
33	25	163	3	10	22	20	55
78	30	356	37	132	21	82	272
5,224	2,050	24,450	1,215	14,299	1,000	5,000	21,514
1	8	24	17	22	15	35	89
297	930	1,722	327	720	926	3,096	5,069
					6		6
					9		9

鹿児島県			沖縄県				
昭和16年度	昭和17年度	合計	昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	合計
18	16	82	13	14	11	8	46
160	140	746	55	46	42	54	197
1		7					
1		11					
16	5	30	1	3	5	2	11
74	27	137	10	100	120	12	242
10	50	64	5	38	33	6	82
5	1	95				2	2
3		64				2	2
5	30	66				1	1
8	30	130				3	3
78	112	301					
6,000	12,000	28,124					
4	2	20			13		13
153	300	930			99		99

出典：『農地調整法施行状況等調査ニ関スル件』農林省文書。

- 注：1) 昭和17年度は昭和17年10月までの実績である。
- 2) 原資料の表記が不明確、あるいは各項目の計と表記が一致しないもの。
- \*1 340町あるいは314町かもしれない。
- \*2 原資料では1となっているが、2とした。
- \*3 原資料では34となっているが、計が24であるため、24とした。
- \*4 原資料では2.3569町と表記されている。
- \*5 原資料では556となっているが、合計は551となる。
- \*6 原資料では75となっている。
- \*7 160あるいは120かもしれない。
- \*8 原資料では986となっているが、合計は996となるので訂正した。
- \*9 「後中止トナル」の注記がある。

表1-2 農地調整法第3条実績一覧表

府 県	年 度	事 由	管理セルモノ		買取セルモノ		備 考
			件 数	面積 (反)	件 数	面積 (反)	
青 森	昭和14年度	兵 役	5	田 32	6	田 54	
	昭和15年度	徴 用	3	田 6		田	
	昭和16年度	移 民	6	田 60		田	
岩 手	昭和14年度	兵 役	3	田 13		田	1)
	昭和15年度	兵 役	24	田 183	2	田 7	2)
		徴 用	3	田 28		田	
		牛馬徴発	2	田 10		田	
		移 民	5	田 7		田	
		其ノ他	2	田 12		田	
	昭和16年度	兵 役	27	田 207	3	田 12	3)
		徴 用	2	田 16		田	
		牛馬徴発	4	田 20		田	
		移 民	4	田 8		田	
		其ノ他	1	田 7		田	
	昭和17年度	兵 役	30	田 247	5	田 20	4)
		徴 用	10	田 40		田	
		牛馬徴発	6	田 24		田	
移 民		5	田 12		田		
其ノ他		3	田 20		田		
宮 城	昭和17年度	兵 役	1	田 12		田	5)
		其ノ他	1	田 6		田	6)
秋 田	昭和14年度	兵 役	3	田 29		田	7)
	昭和15年度	兵 役	2	田 16		田	7)
	昭和16年度	兵 役	1	田 20		田	8)
	昭和17年度	兵 役	1	田 10		田	8)
		其ノ他	1	田 3		田	8)
群 馬	昭和15年度	徴 用	1	畑 9		田	9)
埼 玉	昭和14年度	兵 役	2	田 6 畑 6		田 畑	10)
	昭和15年度	兵 役	13	田 500 畑 22	1	田 畑 1	11)
		兵 役	6	田 24		田	12)
	昭和17年度	調 査 中		田		田	
新 潟	昭和13年度	兵 役	1	田 5		田	
	昭和14年度	兵 役	4	田 28		田	
	昭和15年度	兵 役	3	田 22		田	
	昭和16年度	兵 役	4	田 29 畑 2		田	
		兵 役	1	田 11		田	
	昭和17年度	移 民	1	田 4		田	13)
富 山	昭和15年度	移 民	1	田 4		田	13)
	昭和17年度	兵 役	2	田 12		田	14)
長 野	昭和14年度	兵 役	120	田 350		田	
		徴 用	2	田 5 畑	1	田 畑 1	
		牛馬徴発	4	田 6		田	
		移 民	18	田 55 畑 其他	14	田 畑 其他 7 28 15	
		其ノ他	7	田 7 畑	1	田 畑 1	
	昭和15年度	兵 役	140	田 576		田	
		徴 用	1	田 9		田	
		牛馬徴発	4	田 8		田	
		移 民	19	田 70 畑 其他	25	田 畑 其他 7 40 2	
		其ノ他	10	田 10	1	田 *	
	昭和16年度	兵 役	48	田 167		田	
		徴 用	2	田 7		田	

府 県	年 度	事 由	管理セルモノ			買収セルモノ			備 考
			件 数	面積 (反)		件 数	面積 (反)		
長 野	昭和16年度	牛馬徴発	4	田	50	1	田	3	
		移 民	65	田 畑 其他	175	35	田 畑 其他	59 62 2	
		其ノ他	25	田	147		田		
	昭和17年度	兵 役	35	田	120		田		
		徴 用	5	田	32		田		
		移 民	40	田 畑	120	7	田 畑	18	
		其ノ他	15	田	70		田		
岐 阜	昭和13年度	兵 役	13	田 畑	25 1		田 畑		15)
	昭和14年度	兵 役	23	田 畑	49 6		田 畑		16)
		移 民	12	田 畑	26 13		田 畑		
	昭和15年度	兵 役	91	田 畑	153 26	*	田 畑	1	17)
		徴 用	10	田 畑	31 8		田 畑		
		移 民	40	田 畑	80 20		田 畑		
		其ノ他	10	田 畑	9 2	*	田 畑	6	
	昭和16年度	兵 役	72	田 畑	296 74	2	田 畑	13 3	17)
		徴 用	15	田 畑	49 6		田 畑		
		牛馬徴発	7	田 畑	15 4		田 畑		
		移 民	37	田 畑	87 37	13	田 畑	106 31	
		其ノ他	124	田 畑	146 36		田 畑		
	昭和17年度	兵 役	35	田 畑	88 38	1	田 畑	2 1	17)
		徴 用	7	田 畑	14 5		田 畑		
		牛馬徴発	2	田 畑	4 1		田 畑		
		移 民	12	田 畑	30 11	5	田 畑	28 7	
		其ノ他	47	田 畑	46 6		田 畑		
静 岡	昭和14年度	兵 役	15	田 畑 其他	87 60 90	7	田 畑 其他	13 9	18)
		徴 用	12	田 畑	5 22		田 畑		
		移 民	55	田 畑 其他	15 100 40	14	田 畑 其他	2 9	
	昭和15年度	兵 役	21	田 畑 其他	69 91 43	4	田 畑 其他	1 10	19)
		徴 用	11	田 畑	2 29		田 畑		
		移 民	96	田 畑 其他	58 115 41	17	田 畑 其他	3 22	
	昭和16年度	兵 役	38	田 畑 其他	212 94 100	3	田 畑 其他	6 3 12	20)

府 県	年 度	事 由	管理セルモノ			買収セルモノ			備 考
			件 数	面 積 (反)		件 数	面 積 (反)		
静 岡	昭和16年度	徴 用	17	田 畑 其他	16 22 60		田 畑 其他		
		移 民	71	田 畑 其他	187 28 90	13	田 畑 其他	5 16 2	
	昭和17年度	兵 役	19	田 畑	136 186		田 畑		21)
		徴 用	6	畑	23		畑		
		移 民	31	田 畑 其他	43 40 11	6	田 畑 其他	7 2 1	
	愛 知	昭和14年度	兵 役	3	田	16		田	
昭和17年度		兵 役	2	田	5		田		23)
三 重	昭和16年度	兵 役	2	田	6		田		24)
	昭和17年度	兵 役	2	田	6		田		24)
滋 賀	昭和13年度	兵 役	163	田	202		田		
		徴 用		田		7	田	14	
	昭和14年度	兵 役	36	田	91		田		25)
	昭和15年度	兵 役	2	田	3		田		26)
		徴 用	1	田	2		田		
	昭和16年度	兵 役	24	田	52		田		27)
徴 用		3	田	7		田		28)	
昭和17年度	兵 役	21	田	76		田		29)	
	徴 用	2	田	6		田		30)	
京 都	昭和14年度	兵 役	66	田	208		田		31)
	昭和15年度	兵 役	33	田	138		田		32)
	昭和16年度	兵 役	15	田	35		田		
	昭和17年度	兵 役	12	田	28		田		
大 阪	昭和14年度	兵 役	1	田	7		田		
兵 庫	昭和14年度	兵 役	121	計	634		田		
	昭和15年度	兵 役	100	計	830		田		
	昭和16年度	兵 役	89	計	600		田		
	昭和17年度	兵 役	38	計	210		田		
奈 良	昭和14年度	兵 役	8	田 畑 其他	8 25 0	1	田 畑 其他	2	33)
		徴 用	3	田	15	1	田	1	
		牛馬徴発	3	田	5	1	田	2	
	昭和15年度	兵 役	27	田 畑	106 11	1	田 畑	8	34)
		徴 用	12	田	31	2	田	2	
		牛馬徴発	9	田	21	1	田	1	
		移 民	18	田 畑	42 10	2	田 畑	5	
	昭和16年度	兵 役	39	田 畑	163 21	3	計	6	35)
		徴 用	15	田	32		田		
		牛馬徴発	10	田	28		田		
	昭和17年度	移 民	19	田 畑	51 15	3	計	12	
		兵 役	36	田 畑	170 20	2	田 畑	7	36)
		徴 用	14	田	40		田		
牛馬徴発		9	田	30		田			
鳥 取	昭和14年度	移 民	21	田 畑	65 20	4	田 畑	15	
		兵 役	6	田 畑	34 2		田 畑		37)
	昭和15年度	兵 役	15	田 畑	84 12		田 畑		38)
	昭和16年度	兵 役	10	田 畑	55 5		田 畑		39)

府 県	年 度	事 由	管理セルモノ			買収セルモノ			備 考
			件 数	面積 (反)		件 数	面積 (反)		
島 根	昭和14年度	兵 役	1	田 畑 其他	64 10 7.212		田 畑 其他		40)
	昭和16年度	兵 役	1	田	6		田		41)
岡 山	昭和13年度	兵 役	5	田	27	1	田	1	
	昭和14年度	兵 役	6	田	64	1	田	6	
	昭和15年度	兵 役	6	田	38		田		
		徴 用	1	田	1		田		
	昭和16年度	兵 役	7	田	27		田		
		徴 用	2	田	3		田		
	昭和17年度	兵 役	11	田	41		田		
広 島	昭和14年度	兵 役	85	田	460		田		
	昭和15年度	兵 役	19	田 畑	58 6	5	田 畑	33 18	
		牛馬徴発	5	田	19		田		
		移 民	6	田 畑	22 2	6	田 畑	11	
		其ノ他	16	田 畑	67 1	11	田 畑	35 2	
	昭和16年度	兵 役	36	田 畑	120 15	10	田 畑	100 2	42)
		牛馬徴発	10	田 畑	30 5		田 畑		
		移 民	12	田 畑	35 5	12	田 畑	22	
		其ノ他	35	田 畑	120 5	22	田 畑	70 5	
	昭和17年度	兵 役	40	田 畑	132 18	15	田 畑	109 11	42)
		牛馬徴発	15	田 畑	35 5	15	田 畑	30 5	
		移 民	15	田 畑	36 6	15	田 畑	30	
		其ノ他	40	田 畑	139 11	26	田 畑	70 8	
	山 口	昭和13年度	兵 役	1	田	13		田	
徴 用			1	田	4		田		43)
昭和14年度		兵 役	2	田	27		田		43)
		徴 用	1	田	4		田		43)
昭和15年度		兵 役	22	田 畑	99 2		田 畑		43)
		徴 用	2	田 畑	4 6		田 畑		43)
昭和16年度		兵 役	10	田	40		田		43)
		徴 用	3	田	5		田		43)
昭和17年度		兵 役	7	田 畑	23 1		田 畑		43)
		徴 用	1	田	2		田		43)
徳 島	昭和13年度	兵 役	2	田 畑	11 5		田 畑		44)
	昭和14年度	兵 役	3	田	12		田		44)
	昭和16年度	兵 役	14	田 畑	45 4		田 畑		44)
	昭和17年度	兵 役	4	田	36		田		44)
香 川	昭和16年度	兵 役	6	田 畑	18 1		田 畑		45)
愛 媛	昭和14年度	兵 役	7	田	29	1	田	2	46)
		徴 用	1	田	3		田		46)
		移 民		田		1	田	1	46)
		其ノ他	1	田	5	1	田	1	46)
	昭和15年度	兵 役	4	田	11		田		47)
		移 民	1	田 畑	2 3		田 畑		47)

府 県	年 度	事 由	管理セルモノ			買収セルモノ			備 考
			件 数	面積 (反)		件 数	面積 (反)		
愛 媛	昭和15年度	其ノ他		田		1	田	2	48)
	昭和16年度	兵 役	9	田	18		田		47)
		其ノ他	1	田	1	1	田	3	49)
	昭和17年度	兵 役	7	田	12		田		47)
		其ノ他	1	田	3		田		47)
			畑	4		畑			
福 岡	昭和14年度	兵 役	4	田	9		田		50)
		移 民	2	田	3		田		50)
	昭和15年度	兵 役	5	田	7		田		50)
	昭和16年度	兵 役	3	田	6		田		50)
		其ノ他	1	田	3		田		50)
	昭和17年度	兵 役	1	田	4		田		50)
		其ノ他	1	田	1		田		50)
佐 賀	昭和16年度	兵 役	19	田	106	1	田	2	51)
		徴 用	2	田	5		田		52)
熊 本	昭和14年度	兵 役	2	田	17		田		

出典：『農地調整法施行状況等調査二関スル件』農林省文書。

備考：

- 1) 市町村管理2、農事実行組合1、何レモ新タニ耕作者選定小作セシム
  - 2) 新二小作人選定耕作セシム
  - 3) 新二小作人選定耕作セシム
  - 4) 新二小作人選定耕作セシム
  - 5) 農事実行組合ニテ賃借人ヲ選定シ一時賃貸中
  - 6) 疾病ニヨリ経営困難。農事実行組合ニテ賃借人ヲ選定シ一時賃貸中
  - 7) 管理規程等ヲ作成セズ農地委員会ニ於テ小作契約書ヲ作成シ管理方指導ヲナスコトトシテ処理シ契約ハ履行中
  - 8) 管理規程ヲ作成シ履行中
  - 9) 本件ハ村ニ於テ管理セルモノニシテ之ヲ他ノ耕作人ニ従来通ノ小作料ヲ以テ耕作セシメツ、アリ
  - 10) 管理セルモノハ委託者ノ出征中村ニ於テ数名ノ耕作人ヲ選定一時賃貸セリ
  - 11) 管理セルモノハ委託者ノ応召中農事実行組合共耕買取ハ戦死者遺族ノモノヲ村ニ於テ買取リ自作農創設ニ利用セリ。其他ハ村ニ於テ個人ニ小作セシメタリ
  - 12) 管理セルモノハ総テ町村ニ於テ個人ニ耕作セシム
  - 13) 満州移民ノ為村当局ニ於テ耕作権ヲ管理セルモノ
  - 14) 応召ノ為勞力不足ヲ来シ土地返還ヲ為シタルモノニシテ村農会ニ於テ一時管理ヲセルモノ
  - 15) 管理ハ個人ニ耕作ヲ委託セシモノ多シ
  - 16) 管理ハ個人ニ耕作ヲ委託セシモノ多シ
  - 17) 管理ハ個人ニ耕作ヲ委託セシモノ多ク買取ハ主ニ産業組合ニ於テ将来ノ自作農創設地トナス為又ハ買戻条件付ニテ買取リタルモノ多シ
  - 18) ・買取セルモノハ自作希望農家ニ譲渡済  
・管理セルモノハ他ノ農家ニ一時耕作セシメタルモノ62件  
×農事実行組合ニ共同耕作セシメタルモノ 14件  
×学校、青年団等ノ耕作ニ係ルモノ 15件  
×農会ニ於テ管理セルモノ 12件
  - 19) 管理セルモノノ内  
×他ノ農家ニ一時耕作セシメタルモノノ件数 102件  
×農事実行組合ニ共同耕作セシメタルモノ 11件  
×学校、青年団等ノ耕作ニ係ルモノ 6件  
×農会ニ於テ管理セルモノ 9件
  - 20) 管理セルモノノ内  
×他ノ農家ニ一時耕作セシメタルモノノ件数 103件  
×農事実行組合ニ共同耕作セシメタルモノ 4件  
×学校、青年団等ノ耕作ニ係ルモノ 1件  
×農会ニ於テ管理セルモノ 8件
- 買取セルモノハ自作農希望者ニ譲渡済

- 21) 管理セルモノの内  
 ×他ノ農家ニ一時耕作セシメタルモノノ件数 32件  
 ×農事実行組合ニ共同耕作セシメタルモノ 18件  
 ×学校、青年団等ノ耕作ニ係ルモノ 2件  
 ×農会ニ於テ管理スルモノ 8件  
 買取セルモノ買取団体ニテ所有小作セシメアリ
- 22) 農事実行組合ニ於テ管理耕作ヲ為シ除隊后農地ヲ引渡スモノトス
- 23) 農事実行組合ニ於テ管理耕作ヲ為シ除隊后農地ヲ引渡スモノトス。十八年度以降ニ於テハ奨励費ヲ交付シテ荒廢ヲ防ク為積極的ニ管理セシムル方針ナリ
- 24) 管理スル団体村農会ニシテ現在小作ニ付シツ、アリ。管理手数料ハ徴収セズ
- 25) 転貸小作
- 26) 農事実行組合ニ於テ共同耕作
- 27) 農事実行組合ニ於テ共同耕作 35反, 転貸小作 17反
- 28) 農事実行組合ニ於テ共同耕作
- 29) 農事実行組合ニ於テ共同耕作 30反, 転貸小作 36反
- 30) 農事実行組合ニ於テ共同耕作 6反
- 31) 21委員会
- 32) 18委員会
- 33) 農事実行組合主体トナリ、小学児童、勤勞奉仕班ヲシテ之ヲ管理ス。又、余力アル小作人ヲシテ之ヲ耕作セシム
- 34) 農事実行組合主体トナリ、学童其ノ他勤勞奉仕班ニヨリ之ヲ當ツ
- 35) 農事実行組合主体トナリ、之ニ勤勞奉仕班、学童等ノ勞力ニヨリ管理ス。
- 36) 農会ガ村民ノ勤勞班ニヨリ管理スルモノ、又、実行組合ガ主体トナリ勤勞班ニヨリ之ニ當ルモノ、又学童ヲシテ奉仕セシムル等ノ方法ニテ之ヲ管理ス。
- 37) 関係村農地委員会ハ県ノ指導ニヨリ親族若シクハ近隣農家ヲシテ耕作セシメタリ
- 38) 県ノ指導ニヨリ関係農地委員会ト共力関係部落ニ於テ恰好ノ耕作者ヲ斡旋耕作セシメタリ
- 39) 関係農地委員会ト協力シ適當ノ耕作者ニ分割耕作セシメタリ
- 40) 事業主体ハ箆川郡灘分村農会ニシテ同村土江良雄氏召出征スルコト、ナリ家族ハ実姉一人トナリ小作料ノ取立及減免等農地一切ノ管理不可能トナリタルヲ以テ同村農地委員会ニ於テ審議ノ結果調整法第三条ニ依リ農会ヲシテ本人帰還迄本件農地ヲ管理セシムルコト、ナリタルヲ以テ農会ハ同村土江栄三郎四十二名ニ賃貸耕作セシム
- 41) 事業主体ハ那賀郡今福村ニシテ同村宮本松太郎ノ長男及次男氏召シ従来ヨリノ自作地ノミニテモ耕作困難ヲ感ジ居ル際ナリシヲ以テ隣村ノ者ニ耕作セシメタルモ右小作人ハ本件土地ヨリ遠隔ナルタメ相当荒廢セシメ減収ノ已ムナキニ至リタルヲ以テ同村農地委員ハ食糧増産ノ重要性ヲ強調シ耕作者ヲ求メタルモ得ラレザルタメ農地委員会ニ於テ審議ノ結果調整法三条ニ依リ十六年度ヨリ三ヶ年間今福村ヲシテ本件土地ヲ管理セシムルコト、ナリタルヲ以テ同村山内熊太郎ニ賃貸耕作セシム
- 42) 管理ハ農会、農事実行組合、買取ハ村及産業組合トス
- 43) 小作料徴収又ハ減免
- 44) 管理団体ハ町村
- 45) 管理団体ハ町村ニシテ三ヶ町村ナリ。何レモ町村農地委員会ノ審議ヲ經テ目下管理小作人耕作中ナリ
- 46) 管理セルモノハ他ノ小作人ニ耕作セシム。買取セルモノハ小作人ニ買取ラシム
- 47) 他ノ小作人ニ耕作セシム
- 48) 他ノ小作人ニ買取ラシム。小作人ニ買取ラシム
- 49) 小作人ニ買取ラシム
- 50) 管理農地ハ新シク小作人ヲ選定シ一時ノ賃貸借ニヨリ耕作セシメツツアル他共同耕作等ニヨリ荒廢ヲ防止シツツアリ
- 51) 内二件一町五反ハ青年学校、四件一町二反ハ婦人会、他ハ実行組合ニテ管理ス
- 52) 他ハ全部部落実行組合ニテ管理セリ 買取ニ付テハ産業組合ニテ一時買取シ部落実行組合ニ管理ヲ委託セリ
- 53) \*は記載がないことを示す。

表1-3 農地調整法第3条実績全国集計

年度	昭和13年度						昭和14年度		
	管理セルモノ			買取セルモノ			管理セルモノ		
	件数	面積 (反)		件数	面積 (反)		件数	面積 (反)	
兵役	185	田畑計 其他	283 6 289	1	田畑計 其他	1 1	526	田畑計 其他	1640 109 2367*
自己又ハ 家族ノ徴用	1	田畑計 其他	4 4	7	田畑計 其他	14 14	19	田畑計 其他	32 22 54
牛馬ノ 徴発		田畑計 其他			田畑計 其他		7	田畑計 其他	11 11
農村経済 更生ノ為 ニスル移民		田畑計 其他			田畑計 其他		87	田畑計 其他	99 113 212 40
其ノ他		田畑計 其他			田畑計 其他		8	田畑計 其他	12 12
合計	186	田畑計 其他	287 6 293	8	田畑計 其他	15 15	647	田畑計 其他	1794 244 2656* 137

年度	昭和16年度						昭和17年度		
	管理セルモノ			買取セルモノ			管理セルモノ		
	件数	面積 (反)		件数	面積 (反)		件数	面積 (反)	
兵役	480	田畑計 其他	1652 228 2478* 100	22	田畑計 其他	133 8 147* 12	305	田畑計 其他	1169 265 1644*
自己又ハ 家族ノ徴用	61	田畑計 其他	140 28 168 60		田畑計 其他		45	田畑計 其他	134 28 162
牛馬ノ 徴発	35	田畑計 其他	143 9 152	1	田畑計 其他	3 3	32	田畑計 其他	93 6 99
農村経済 更生ノ為 ニスル移民	214	田畑計 其他	603 85 688 90	76	田畑計 其他	192 109 313* 4	124	田畑計 其他	306 77 383 11
其ノ他	188	田畑計 其他	429 41 470	23	田畑計 其他	73 5 78	109	田畑計 其他	288 21 309
合計	978	田畑計 其他	2967 391 3955* 250	122	田畑計 其他	401 122 541 16	615	田畑計 其他	1990 397 2597* 11

出典：「農地調整法施行状況等調査ニ関スル件」農林省文書。

注：\*は田畑の合計と計が一致しない。理由は、兵庫県と奈良県（一部）のデータが、合計のみ計上され、田畑別面積が掲載され



昭和14年度			昭和15年度					
買収セルモノ			管理セルモノ			買収セルモノ		
件数	面積 (反)		件数	面積 (反)		件数	面積 (反)	
16	田	77	527	田	2063	13	田	50
	畑	9		畑	170		畑	29
	計	86		計	3063*		計	79
	其他			其他	43		其他	
2	田	1	45	田	114	2	田	2
	畑	1		畑	52		畑	2
	計	2		計	166		計	
	其他			其他			其他	
1	田	2	20	田	58	1	田	1
	畑			畑			畑	
	計	2		計	58		計	1
	其他			其他			其他	
29	田	10	186	田	285	50	田	26
	畑	37		畑	150		畑	62
	計	47		計	435		計	88
	其他	15		其他	41		其他	2
2	田	1	38	田	98	13	田	43
	畑	1		畑	3		畑	2
	計	2		計	101		計	45
	其他			其他			其他	
50	田	91	816	田	2618	79	田	122
	畑	48		畑	375		畑	93
	計	139		計	3823*		計	215
	其他	15		其他	84		其他	2

昭和17年度			昭和13年度～昭和17年度の合計					
買収セルモノ			管理セルモノ			買収セルモノ		
件数	面積 (反)		件数	面積 (反)		件数	面積 (反)	
23	田	138	2023	田	6807	75	田	399
	畑	12		畑	778		畑	58
	計	150		計	9840*		計	463*
	其他			其他	240		其他	12
	田		171	田	424	11	田	17
	畑			畑	130		畑	1
	計			計	554		計	18
	其他			其他	60		其他	
15	田	30	94	田	305	18	田	36
	畑	5		畑	15		畑	5
	計	35		計	320		計	41
	其他			其他			其他	
37	田	80	611	田	1293	192	田	308
	畑	27		畑	425		畑	235
	計	107		計	1717		計	555*
	其他	1		其他	182		其他	22
26	田	70	343	田	827	64	田	187
	畑	8		畑	65		畑	16
	計	78		計	892		計	203
	其他			其他			其他	
101	田	318	3242	田	9656	360	田	947
	畑	52		畑	1413		畑	315
	計	370		計	13323*		計	1280*
	其他	1		其他	482		其他	34

ていないためである。

表1-4 市町村農地委員会活動状況（関与農地委員会数割合）

	北海道	青森	岩手	宮城	秋田
農地調整法第3条		5%	62%	1%	4%
第6条自作農創設維持	121%	60%	112%	117%	109%
農地調整法第5条の通知	19%	22%			9%
農地調整法第9条の通知	51%	5%		15%	7%
農地交換分合	9%	116%	27%	64%	17%
小作争議・農地利用関係	53%	107%	54%	38%	7%
小作地減収調査	129%	192%	110%	223%	127%
小作料統制令第4条	69%	35%	33%	18%	116%
臨時農地等管理令第8条		55%			
其ノ他					123%
	神奈川	新潟	富山	石川	福井
農地調整法第3条		4%	1%		
第6条自作農創設維持	29%	74%	61%	50%	34%
農地調整法第5条の通知					
農地調整法第9条の通知	3%	4%	15%		
農地交換分合	43%	48%	26%	92%	28%
小作争議・農地利用関係	4%	16%	56%	4%	41%
小作地減収調査	33%	101%	122%	91%	66%
小作料統制令第4条	3%	3%	5%	39%	29%
臨時農地等管理令第8条	1%				
其ノ他	1%		19%		
	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
農地調整法第3条	28%		25%	129%	
第6条自作農創設維持	55%	50%	134%	56%	62%
農地調整法第5条の通知			5%		4%
農地調整法第9条の通知		6%	61%	9%	9%
農地交換分合	21%	26%	13%	57%	44%
小作争議・農地利用関係	16%	26%	48%	90%	86%
小作地減収調査	238%	214%	135%	182%	102%
小作料統制令第4条	16%	16%	2%	197%	42%
臨時農地等管理令第8条	0%	1%	10%	1%	
其ノ他	125%		1%		11%
	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎
農地調整法第3条	9%		5%	7%	
第6条自作農創設維持	103%	65%	39%	60%	67%
農地調整法第5条の通知	15%				
農地調整法第9条の通知	5%	32%	6%		1%
農地交換分合	24%	58%	16%	82%	46%
小作争議・農地利用関係	162%	75%	166%	108%	23%
小作地減収調査	94%	77%	159%	215%	229%
小作料統制令第4条	5%	10%	5%	20%	26%
臨時農地等管理令第8条	10%			1%	
其ノ他	99%				

出典：『農地調整法施行状況等調査ニ関スル件』農林省文書、『市町村農地委員会設置状況』農林省文書。

注：1) 昭和17年度は昭和17年10月までの実績である。

2) 道府県別項目別農地委員会数（昭和14年度から昭和17年10月までの合計）を道府県別全市町村農地委員会数で割ったも

3) 千葉県の報告は欠けている。また、埼玉県、神奈川県、福井県の昭和17年度の一部は「調査中」「計画中」「不明」とあ

山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	東京
					6%	
87%	108%	24%	88%	143%	106%	6%
2%					17%	
		12%		16%	8%	
21%	39%	59%	116%	141%	93%	34%
10%	12%	43%	57%	22%	412%	
29%	205%	49%	46%	70%	86%	60%
33%	16%	6%		10%	3%	47%
	1%					2%
		108%				2%
山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀
	48%	39%	49%	2%	1%	40%
96%	91%	93%	35%	30%	199%	164%
	3%		5%		76%	
8%	33%	15%	15%	1%	35%	5%
59%	74%	56%	33%	20%	84%	54%
93%	265%	248%	32%	66%	69%	164%
258%	138%	194%	35%	88%	171%	163%
32%	70%	13%	10%	14%	103%	50%
			16%	9%		84%
164%						
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川
13%	1%	8%	51%	13%	5%	2%
133%	124%	481%	102%	170%	69%	159%
42%	102%		121%		6%	59%
40%	57%	44%	60%	12%	26%	
69%	17%	31%	83%	72%	40%	43%
269%	43%	186%	400%	95%	75%	34%
353%	104%	149%	125%	304%	38%	174%
71%	60%	4%	42%	6%	27%	8%
100%				3%		6%
				93%	99%	
熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	全国	
0%					14%	
45%	221%	201%	60%	81%	107%	
					13%	
		52%	8%		17%	
37%	111%	370%	22%	19%	54%	
48%	25%	391%	69%	4%	105%	
122%	124%	45%	220%		135%	
8%	41%	49%	15%	23%	30%	
	3%				6%	
					18%	

の。市町村農地委員会数は昭和17年のもの。  
るが、事実がないものとして合計した。

表 1-5 農地調整法第4条の協議に関する調査

道府県名	年度	団体名及其ノ所在地	地目	協議ヲ求めタル土地ノ面積(反)	同上中協議成立シタル面積(反)	経過ノ概要	
神奈川県	昭和17年度	豊田信販購利組合 (中郡豊田村)	田 畑	* *	16 6	17年2月上旬以降同村産業組合ニ於テ再三地主ヲ役場ニ招致シ買取申込ノ結果地主ノ諒解ヲ得買取ニ成功シタルモノナリ	
	昭和13、14、15、16年度ニハ該当事項ナシ	田方郡対馬村 中川村 <sup>2)</sup>	山林原野 山林原野	183 65	131 *		
	昭和13年度	駿東郡富士岡村	山林原野	130	82		
	昭和14年度	庵原郡広幡村	田 畑 山林原野 其他	田	91	91	夫々農地調整法第4条ニ基キ協議ヲ為シタルモノト同様ノ処置ニシテ自作農創設地ニ充ツ
				畑	23	23	
				山林原野	40	40	
				其他	2	2	
				田	43	43	
	昭和15年度	庵原郡静浜村	田 畑 山林原野 其他	畑	16	16	夫々農地調整法第4条ニ基キ協議ヲ為シタルモノト同様ノ処置ニシテ自作農創設地ニ充ツ
				山林原野	14	14	
				其他	1	1	
				山林原野	46	32	
				山林原野	79	*	
昭和16年度	引佐郡中川村	田 畑 山林原野 其他	山林原野	114	33	夫々農地調整法第4条ニ基キ協議ヲ為シタルモノト同様ノ処置ニシテ自作農創設地ニ充ツ	
			田	21	21		
			畑	19	19		
			山林原野	15	15		
			其他	1	1		
静岡県	昭和15年度	庵原郡静浜村	田	14	14	夫々農地調整法第4条ニ基キ協議ヲ為シタルモノト同様ノ処置ニシテ自作農創設地ニ充ツ	
			畑	7	7		
			山林原野	33	33		
			田	21	1		
			畑	16	6		
	昭和16年度	賀茂郡三浜村	田 畑 山林原野 其他	山林原野	42	20	夫々農地調整法第4条ニ基キ協議ヲ為シタルモノト同様ノ処置ニシテ自作農創設地ニ充ツ
				其他	2	2	
				山林原野	38	35	
				畑	13	*	
				其他	4	4	
				畑	76	12	
				山林原野	59	50	
				山林原野	51	51	
昭和16年度	庵原郡小島村	田 畑	田	12	9	夫々農地調整法第4条ニ基キ協議ヲ為シタルモノト同様ノ処置ニシテ自作農創設地ニ充ツ	
			畑	4	4		
			山林原野	9	9		
			山林原野	13	10		
			山林原野	75	75		
昭和16年度	浜名郡三方原村	山林原野	山林原野	128	50	夫々農地調整法第4条ニ基キ協議ヲ為シタルモノト同様ノ処置ニシテ自作農創設地ニ充ツ	
			山林原野	68	45		
			引佐郡中川村				

夫々農地調整法第4条ニ基キ協議ヲ為シタルモノト同様ノ処置ニシテ自作農創設地ニ充ツ

静岡	昭和17年度	駿東郡片浜村 畑	22 11	** **	
		庵原郡小島村 山林原野	24	24	
		庵原郡瀬戸谷村 山林原野	28	20	
		白塚町4) 山林原野	41	*	
		富士郡上井出村 山林原野	110	*	
		小笠郡河城村 山林原野	22	*	
		浜名郡伊佐良村 山林原野	69	*	
		引佐郡都田村 山林原野	46	*	
京都	*	京都府天田郡雲原村 畑	4 1	4 1	村ノ自作農創設計画ニ依リ不在地主ニ対シ土地ノ譲渡ヲ交渉セルモ応ゼザリシニ因リ本条ニ依リ協 議ヲ進メ2回ノ委員会ニ於テ交渉成立セリ
兵庫	昭和14年度	兵庫県赤粟郡染河内村 畑 其他	147 3 0	ナシ	協議不調
鳥取	昭和14年度	米沢村美用農事実行 組合(日野郡米沢村) 畑	39 3 673	39 3 673	大字美用部落ハ戸数僅カニ69戸ノ專業農村ナルモ其ノ大部分ハ小作乃至自作農家ニシテ年々多額 ノ小作料ヲ村外ニ搬出スルトキハ永久ニ部落ノ経済更生ハ図ラレザラザラ應リ不取敢不在地主中ノ比 較的大地主ニ対シ協議ヲ求メタル次第ナリ
		東伯郡上北條村 畑	30	30	本村ハ県ニ於ケル小作争議ノ中心地ニシテ常ニ争議頻発セル実情ニ鑑ミ小作争議ノ絶滅ヲ期スルト 共ニ村経済更生ヲ理想トシテ永年ノ不在地主タル2名ノ地主ニ対シ自作農創設ノ目的ヲ以テ協議ヲ 要求シタル次第ナリ
		日野郡日光村 畑	40 2	40 2	不在地主吉川静哉所有土地処分ニ当リ土地管理人ハプロローカト結託シ売上ニヨリ利益ヲ收受スル目 的ヲ以テ売買予約ヲ開始セルヲ聞知シタル村当局ハ村治上且村経済更生上放置スベキニ非トシテ協 議ヲ要求シタルモノナリ
		小豆郡北浦村 山林	60	60	昭和14年2月11日同村農地委員会ニ於テ該山林所有者田中石松外21名ニ対シ該山林譲渡ニ関スル協 議ヲ求メシ結果所有者ニ於テモ同村ノ経済更生計画ニ極メテ緊要ノ施設ナルヲ以テ価格ノ如キモ反 当平均均ハ13円ニテ譲渡ノ協議成立シ該地区ハ4000円ノ予算ヲ以テ村営ニヨリ開発ヲナシ港昌平外4 名分譲ヲ受ケケ自作中ナリ
香川	昭和14年度	昭和15年度ハ該当ナシ			
香川	昭和16年度	木田郡神山山村 畑 宅地(坪)	98 9 1148	98 9 1148	村内某大地主ノ所有地ハ数年前ヨリ他ニ権利ヲ有スル者アリテ之ヲ放置スル時或ハ資本家ニ一括処 分スル權アリタルニ依リ村ニ於テ自作農創設ノ目的ヲ以テ土地ノ譲渡ヲ受ケ昭和16年度自作農資金 ヲ以テ小作人25名ニ自作農創設セシメタリ
		氷上村産業組合 (木田郡氷上村) 田	17	17	不在某地主ノ所有地ハ他ニ権利ヲ有スルモノアリ之ヲ放置スルトキハ競売処分トナル懼アリタルニ 依リ産業組合ニ於テ一時土地ノ譲渡ヲ受ケ昭和16年度自作農資金ヲ以テ小作人6名ニ自作農創設セ シメタリ
		木田郡田中村 畑	15 0	** **	不在某地主ノ土地ハ他ニ権利ヲ有スル者アリ之ヲ放置スル時或ハ再ビ大地主ノ兼併セララル、懼アリ タルニ依リ村ニ於テ一時取得シ置キ昭和17年度自作農資金ヲ以テ自作農創設ヲ為サントス

出典：「農地調整法施行状況等調査ニ関スル件」農林省文書。

注：1) 原資料が町村名のみの場合には郡を補った。

2) 静岡県中川村のうち、昭和15年度については郡別の記載があるが、昭和14年度については賀茂郡中川村か、不明。

3) 静岡県原田村は、富士郡原田村、小笠郡原田村とあり。どちらか不明。

4) 静岡県白塚町という地名は不明である。

5) \*は原資料に記載がないもの。

表1-6 農地調整法第5条ノ命令ニ関スル調査

道府県名	命令施行期日	命令実施区域(市町村数)	命令ヲ発スルニ至リタル事由	通知アリタルノ状況				通知セザルモノノ状況		備考	
				年度	件数	面積(町)	農地委員会斡旋状況	件	町		
北海道	14.06.08	純漁山村市街ヲ除ク7市211町村	小作争議ヲ未然ニ防止シ小作農家ヲ安定セシメ自作農家ノ扶植ヲ図ル為	13				112	560	罰則適用ナシ	
				14	9	45	自作創設 3 小作継続 4	93	465		
				15	15	80	自作創設 5 小作継続 8	90	380		
				16	18	93	自作創設 9 小作継続 7	105	525		
				17	10	42	自作創設 4 小作継続 6	40	193		
青森	15.01.11	青森県一円	不良仲介者等介在シ投機的營利的売買スルモノアリテ農地価格及農地ノ分配ヲ不適正ナラシメ農家ノ生活ノ不安定並ニ増産ニ支障ヲ来タス虞アルヲ以テ命令ヲ発スルニ至リタルモノナリ	15	4	1.9	市町村農地委員会ニ対シ農地処分ノ通知アリタル場合其ノ土地ガ小作地ナル場合ハソノ小作人ニ自作地ナル場合ハ買受希望者ニ買受ヲ斡旋買取ラシメタリ			上記ノ年別ハ通知アリタルモノノ状況ニ関スル分ナリ	
				16	26	57.7					
				17	705	254.9					
秋田	14.02.28	県下一円	農地調整ノタメ農地所在ノ市町村ニ農地ノ所有ヲ還元セシメントスルニ依ル	13			関係者ヲ呼出シ事情ヲ調査、小作人等アル場合ハ手持資金、自作農創設維持資金等ニ依リ小作人等ニ譲渡セシメル様斡旋セリ			数十件数十町歩 数十件数十町歩 数十件数十町歩 数十件数十町歩	
				14	13	83.0					
				15	3	1.7					
				16	10	6.3					
				17	5	62.2					
山形	14.03.10	188	別紙ノ通 <sup>1)</sup>	14	10	11.1	斡旋セズ9件、斡旋セルモノ1件	1789	521.1		
				15				不明	不明		
				16				不明	不明		
				17				不明	不明		
埼玉	14.01.13県令第1号(改正15.01.19県令第3号)	埼玉県一円	土地処分ニ依ル紛議多カリシ為之ヲ未然ニ防止スルト共ニ不在地主等ノ土地処分ニ関シ申介業者ノ介入ヲ排シテ直接小作人ニ購入セシメ自作農創設ヲ容易ナラシムル為ナリ	14	1	1.4	会長ハ□当ノ委員ヲ指命シテ当ラシム	本県令ニ罰則ナキ為通知ヲセザルモノ相当アル状況ナルモ件数面積不明			
				15	33	23.7					
				16	23	6.6					
				17	調査中						
神奈川県 本件発令ノ為本年三月農地委員会ニ付議シタルコトアルモ都合ニヨリ目下発令ヲ留保中 <sup>2)</sup>											
長野	14.06.26	下水内郡外様	土地兼併農地ノ村外流出農地ノ移動ニヨル小作料値上等ノ傾向顕著ナルニ至リタルタメ	14	44	6.7	小作人ニ買取ラレタルモノノ件数40、関係人員46人、関係面積63反	ナシ			
	14.07.03	小県郡大門村									
	14.09.15	下高井郡市川村									
	15.09.24	下伊那郡日折村 <sup>3)</sup>	農地ノ村外流出顕著ナルニ至リタル為	15	47	7.8	小作人ニ買取ラレタルモノノ件数43、関係人員51人、関係面積71反	ナシ			
	16.02.17	南安曇郡温村	経済更生計画遂行上農地所有ノ適正化ヲ期スル要アリタル為	16	7	1.7	小作人ニ買取ラレタルモノノ件数7、関係人員10人、関係面積17反	ナシ			
17.04.30	北佐久郡三都和村	経済更生計画遂行上農地所有ノ適正化ヲ期スル要アリタル為	17								
静岡	13.10.22.(改正15.04.18)	256	農地ノ他町村ニ流失スルコトナキ様農地委員会ニ活動ノ余地ヲ与フル必要アルコト、争議ノ未然防止ヲ為ス為必要ナルコト、悪質ブローカーノ絶滅ヲ期スル要アルコト、自作農創設上必要ナルコト。	15	5	1.6	県ニ係官ノ派遣申請ヲ為スト共ニ農地委員会ヲ開催シ県ノ指導ヲ受ケテ、本令公布ノ趣旨ニ基ク斡旋ヲ了セリ	不明ナルモノ一ヶ年数千件ヲ予想ス			
				16	11	4.2					
				17	6	1.8					

三重 <sup>4)</sup>	第1回 14. 11.06	113	悪質ナル土地ブローカーヲ排除シ価格ノ公正ヲ期シ又可及的現在耕作者ニ其ノ農地ヲ購入セシメテ自作農ノ創設ヲナスト共ニ農地ノ売買移動ニ依ツテ起ル紛争ヲ防除スルタメ	14	177	27.0	右通知アリタル場合ハ当該農地委員会ハ努メテ現在耕作者ニ適當ナル価格ヲ以テ売却セシムル様斡旋ニ努メ其ノ大部分ハ右斡旋ニ成功セル状態ナリ	其ノ件数面積等ハ不明ナルモ通知セザルモノハ相当アルモノ、如シ				
	第2回 14. 12.01	45		15	250	36.0						
	第3回 15. 03.11	23		16	200	30.0						
				17	115	15.0						
兵庫 <sup>5)</sup>	15. 03.09	美方郡 大庭村	本村ハ農地467町歩中其ノ五割余234町歩ノ小作地ヲ示セリ依而此ノ農地所有ノ不均衡ヲ是正スルト共ニ土地価格ノ昇騰ヲ防止センガ為ナリ	15	19	15.7	斡旋件数	6	ナシ			
							斡旋面積(町)	1.4				
							委員会開催数	10				
							16	10	2.1	斡旋件数	2	ナシ
										斡旋面積(町)	1.6	
										委員会開催数	6	
			17	7	6.1	斡旋件数	2	ナシ				
						斡旋面積(町)	5.3					
						委員会開催数	2					
和歌山	13. 10.27	市町村農 地委員設 置市町村	農地移動ニ因ル地主小作人間ノ争ヲ未然ニ防止スル上ニ於テモ自作農創設維持事業ノ円滑ヲ期スル上ニ於テモ必要ナルコトニシテ本県ニ於テハ大体ニ於テ農地委員会設置セラレタル市町村ニ於テハ此ノ通知ヲ為サシムルヲ妥当ト考ヘタルモ其ノ円滑ナル運用ヲ期スル為予メ通知スベキ場合ヲ定メ其ノ区域ニ付テハ市町村農地委員会ノ意見ヲ徴シタル処通知区域ニ指定サル、ヲ希ム旨回答アリタルニ依ル	13	4	4.2	小作地ニ在リテハ目的変更ガ相当ト認メラル場合ノ外可成現小作人ニ買取ラシムル様尚買取資金ノナキ者ニ対シテハ自作農創設維持資金ノ貸付ニ依リ買取ラシム様現小作人以外ノ者ガ買取ルコト、ナル場合ハ其ノ農地移動ニ依リ新旧地主小作人間ニ於テ争議ヲ惹起スルガ如キコトナキ様自作地、小作地共ニ可成自市町村在住者ニ買取ラシムル様売買価格ノ適正等ヲ念頭ニモチ斡旋ニカメツ、アリ					
				14	3	2.4						
				15	1	0.1						
鳥取 <sup>6)</sup>	14. 12.19	鳥取市外 54ヶ 市町村	一、土地異動ノ頻繁ナル町村 一、小作地ノ比較的多キ町村 一、土地ブローカー等ノ介在ノ疑アル町村 一、他町村地主ノ多キ町村	14	30	5.7	其ノ大部分ハ小作人ヲシテ買取セシメタルモ小作人ニシテ買取不可能ノ場合ハ可成村内地主ニ買取ラシムル様斡旋セリ	135	24.6	本令施行直後ニ付趣旨不徹底ノ憾之アルニ付違犯者ニ対シテハ一応訓戒ヲ加フルト共ニ農地委員会等ヲ通シテ主旨ノ徹底ニ勉ム		
				15	40	7.9		177	28.3			
	16. 05.16	県下残 町村全部 114ヶ町村	本令施行ノ実價ニ鑑ミ全町村ニ実施スルヲ適當ト認メタルニヨル	16	105	18.5		275	60.1			
				17	82	11.6		不明				
島根	15. 09.17	49	農地分配ノ不均衡不在地主ノ農地所有ニ因ル弊害農地ノ他町村ヘノ流出等ニ依ル経済更生上ノ支障等ニ基ク各種ノ障害又ハ紛議ノ発生ヲ未然ニ防止シ農地事情ヲ改善スルタメ予メ選定シタル町村ノ農地委員長ニ指定ノ要否ニツキ意見ヲ徴シ指定ス	15	230	34.5	同上面積ハ総テ売買ノ場合ニシテ内9町8反ハ其ノ小作人ニ売却セシメ3町ハ他町村ニ流出セントスルモノヲ自町村ニ泊メシム其他ハ所有者ノ予定通承認	相当件数アルモノト思料セラル、モ其件数面積共不明ニシテ従ツテ其状況判明セズ				
	15. 12.04	32										
	16. 06.13	11		16	299	41.8	同上面積ハ総テ売買ノ場合ニシテ内6町3反ハ其ノ小作者ニ売却セシメ9町ハ他町村ニ流出セントスルモノヲ自町村ニ泊メシム其ノ他ハ所有者ノ予定通承認	相当件数アルモノト思料セラル、モ其件数面積共不明ニシテ従ツテ其状況判明セズ				
	17. 03.16	161		17	64	10.3	同上面積ハ総テ売買ノ場合ニシテ内2町9反ハ他町村ニ流出セントスルモノヲ自町村ニ泊メシム其ノ他ハ所有者ノ予定通承認	相当件数アルモノト思料セラル、モ其件数面積共不明ニシテ従ツテ其状況判明セズ				

広島 <sup>7)</sup>	15. 04.09	146	農地処分ノ適正ヲ期スル為	15	300	79.0	何レモ農地委員自作農施設ノ為小作人ニ買取セシム	130	14.0	昭和15年4月9日広島県告示第242号	
	16. 12.09	219(広島県一円)	農地処分ノ適正ヲ期スル為	16	320	85.9	何レモ自作農奨励資金貸付ニ依リ自作農創設ス	156	17.0	昭和16年12月9日広島県告示第1291号(昭和15年度広島県告示第242号廃止)	
				17	350	80.6	自作農奨励資金ヲ貸付小作人ニ買取斡旋ス	165	18.2		
徳島	14.02. 24(昭和13年9月20日徳島県令第68号)	2	小作地売買移動多キニ因ル	14	9	1.4	同上面積ニ付自作農創設資金又ハ自個ママ資金ニテ農地委員会斡旋ス	10	0.8	通知ナキモ其ノ多クハ自己資金ニテ買取ラシメツ、アリ	
				15	5	0.7	同上面積ニ付自作農創設資金又ハ自個ママ資金ニテ農地委員会斡旋ス	30	2.7	通知ナキモ其ノ多クハ自己資金ニテ買取ラシメツ、アリ	
				16	1	0.1	同上面積ニ付自作農創設資金又ハ自個ママ資金ニテ農地委員会斡旋ス	35	2.4	通知ナキモ其ノ多クハ自己資金ニテ買取ラシメツ、アリ	
				17	6	1.3	同上面積ニ付自作農創設資金又ハ自個ママ資金ニテ農地委員会斡旋ス	11	1.1	通知ナキモ其ノ多クハ自己資金ニテ買取ラシメツ、アリ	
香川	15. 05.02	1市84ヶ町村4ヶ村ママ	農地ノ市町村外ノ移動並ニ不正仲介業者ノ防止ノ為	15	55	13.1	其ノ内農地委員会斡旋ヲナシ自作農創設セシモノ33件アリ	695	164.5		
	16.			03.20	16	44	11.5	其ノ内農地委員会斡旋ヲナシ自作農創設ヲナセシモノ26件アリ	621	162.1	
					17	25	5.5	其ノ内農地委員会斡旋ヲナシ自作農創設ヲ為スべく決定セルモノ15件アリ	294	83.8	
愛媛	14. 06.27	農地委員会設置市町村		14	40	16.4	小作人ニ買取ラシメタルモノ37件、77反	面積不詳ナルモ相当アル見込	農地委員会数(218)		
				15	26	18.1	小作人ニ買取ラシメタルモノ27件、68反	面積不詳ナルモ相当アル見込	農地委員会数(209)		
				16	16	6.2	小作人ニ買取ラシメタルモノ11件、33反	面積不詳	農地委員会数(205)		
				17	7	3.7	小作人ニ買取ラシメタルモノ4件、19反	面積不詳	農地委員会数(207)		
佐賀	17. 02.19	2村	佐賀郡東與賀村、嘉瀬村ノ両村ニ亘リ田9町6反歩ノ農地ヲ農地委員会ニ通知セズシテ個人ノ斡旋ニ依リ農業者以外ノ者ニ此ノ農地ヲ売買セシタルニ因リタルモノナリ	17	1	9.6	県ガ市町村農地委員会ニ対シ自由ニ農地ノ売買ヲ為スコトヲ抑制シ一面ニ在リテハ地主・農地仲介者ニ農地処分調整規程ノ制定シアルコトヲ示シ之ガ売買取引ヲ可及的ニ断念セシメ以テ現小作人ニ優先的ニ譲渡セシムル様ニナシタリ	数字的ニ挙グルコトハ困難ナルモ相当数ニ及ブモノト思ハル 県令ヲ以テ農地処分調整規程ノアルコトヲ知ラズシテ□□売買スルモノモ可成アルモノト思ハル			

出典：『農地調整法施行状況等調査ニ関スル件』農林省文書。

注：1) 不明である。

2) 神奈川県では、昭和18年12月28日に、農地処分調整規則(神奈川県令第103号)が定められた。区域は「県一円」(「神奈川県告示第992号」)であった(『神奈川県公報』第1781号、昭和18年12月28日)。

3) 下伊那郡日折村という村は存在しない。

4) 三重県では、昭和13年12月13日に、農地調整法施行細則(三重県令第98号)が定められた。農地調整法施行細則第6条による命令である。

5) 兵庫県では、昭和14年1月16日に、農地調整法施行細則(兵庫県令第2号、昭和15年2月19日兵庫県令第11号一部改正)が定められた。農地調整法施行細則第7条による命令である。

6) 鳥取県では、昭和14年12月19日に、農地処分調整規則が定められた。農地処分調整規則第2条により指定された2市53ヶ町村の一覧は、『農地処分調整規則の公布』(『鳥取県公報』第1095号、昭和15年1月12日)に掲載されている。また、昭和16年5月16日の追加指定町村の一覧表は、『鳥取県告示第407号』(『鳥取県公報』第1233号、昭和16年5月16日)に掲載されている。

7) 広島県では、昭和13年12月27日に、農地調整法施行細則(広島県令第59号)が定められた。農地調整法施行細則第7条による命令である。